副本

令和4年9月 川棚町議会定例会会議録 (第3日目)

令和4年10月13日 木曜日(午前10時開議)

出	席	議	員	(13人)		
	1	番	福	田		徹
	2	番	小	谷	龍 一	郎
	3	番	毛	利	喜	信
	4	番	初	手	安	幸
	5	番	堀	池		浩
	6	番	Щ	口		隆
	7	番	小	田	成	実
	8	番	田	口		信
	9	番	髙	以 良	壽	人
1	. 0	番	(欠	員)
1	. 1	番	炭	谷		猛
1	. 2	番	水	谷	末	義
1	. 3	番	堀	田	<u> </u>	德
1	4	番	村	井	達	己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

 事務局長
 久田直喜

 書記
 石川純

説明のため出席した者の職氏名

町	長	波	戸	勇	則
副町	長	JII	内	和	哉
教 育	長	諸	岩	達	哉
総 務 課兼選挙管理委員会書	長記長	大	Ш	豊	文
企画財政課	長	佐々	木	健 太	郎
税務課	長	小 中	尾	寿	隆
健康推進課	長	太	Ш		輝
長寿支援課	長	成	富	浩	樹
会 計 課	長	末	永	安	江
住民福祉課	長	中	原	敬	介
産業振興課		福	田	多	肥
建設課	長	琴	畄	美	昭
ダム対策室	長	田	Ш	義	信
教 育 次	長	荒	木	俊	行
行 政 係	長	井	原		和

第1 一般質問

(10:00)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1「一般質問」を行います。

本定例会での一般質問通告者は8人であります。これから通告順にした がって質問を許可いたします。

(10:01)

議 長 まず、堀田一徳議員。

13番堀田 おはようございます。議席番号13番、堀田一徳です。質問を始める前に、先の町長選において当選されました波戸町長にお祝いを申し上げます。おめでとうございます。今までの町政を継続しつつ、川棚町の未来に向かって活躍されることを願っております。それでは、町長に2問質問をいたします。

1問目、農業資材価格高騰対策について。

ウクライナ危機や円安の影響で輸入に頼っている我が国は、燃油、肥料の価格高騰が長期化するようであります。農家も生産資材の高騰で経営を圧迫しています。政府も緊急支援を計画しているようでありますが、町としてどのような支援を行うのか、以下の点を尋ねます。

- ①農業機械、ハウス加温、乾燥など幅広く使われている燃油価格高騰対策は。
 - ②肥料原料の輸入減少で価格高騰が続いている肥料価格高騰対策は。
- ③物流コストや石油由来の製品で幅広く価格が上昇している一般資材 (ハウスビニール、畑のマルチ、飼料のラッピングなど)に対しての対策は。
- ④ほかの資材と違い配合飼料は毎日必ず消費するもので、技術的な工夫で減らせない配合飼料高騰対策は。
 - 2問目、町道小串新谷線の改良について。

町道小串新谷線は一部の区間で町道が拡幅され、通行の利便性が向上して

いるが、一部の区間は車の離合が難しい状況にあります。

この路線がスムーズに車両の通行ができるよう、道路改良について以下の 点を尋ねます。

- ① 一部区間の道路拡幅ができないか。
- ②大型車両も通行できるよう小串郷踏切の改良を4、5年をめどに改良ができないか。以上2間、壇上より質問をいたします。

養 野長。

<u>町</u> <u>長</u> 堀田議員の「農業資材価格高騰対策について」のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増や一部産油国の生産停滞などによる原油価格高騰を受け、国内の石油製品価格は13年ぶりの高値水準に達している状況であります。

また、ロシアによるウクライナ侵攻など地政学的な変化が、世界経済の原油価格や需要に大きな影響を与える可能性があり、更なる急騰に備え、先手先手で追加的な対策の検討・実施が不可欠な状況であることから、国においては、このような現状の変化に対し緊急に機動的に対応し、国民生活や企業活動への影響を最小限に抑える観点から、激変緩和事業の強化・徹底とともに、業界・業種別など、きめ細やかな対応を併せて講ずる対策を実施するとされており、農林水産業分野においても、施設園芸等燃油価格高騰対策、肥料価格高騰対策、飼料価格高騰緊急対策及び農業資材価格高騰対策など、支援事業として進められているところであります。

そこで、①の燃油価格高騰対策につきましては、先の7月臨時議会においてご決定いただき、川棚町燃油価格高騰対策補助金を8月に創設し、農業を営む経営体に対しまして、本年4月から来年3月までに使用したA重油の購入に対し、1リットル当たり10円を補助することといたしております。

次に、②の肥料価格高騰対策、③の一般資材対策及び④配合飼料高騰対策につきましては、現在、JAながさき県央及び町内農業関係の各部会に対し、国や県が実施する事業の説明会等を開催し、要望調査に取り組んでおり、今後、関係者等の要望内容を精査し、町独自の対策に取り組みたいと考えているところであります。

次に、「町道小串新谷線の改良について」のご質問にお答えいたします。

①の「一部区間の道路拡幅ができないか」でありますが、小串新谷線は3種5級の規格とする町道であり、起点を小串郷722番地の2、ドライブイン展望台東側とし、終点は国道の新谷交差点までの間、約2.1キロの区間となっております。

その中で、堀田議員より質問がありました区間とは、小串保育園下付近から、小串郷踏切を渡りました先までの約400メートル区間として回答をさせていただきます。

この区間は、過去に改良工事が数回にわたり進められており、改良工事が終わっている区間は、道路幅員が6メートル以上あることから、離合ができる道路となっております。

しかし、平成25年度に改良工事を実施いたしました区間から、踏切側に向かっての約100メートルの直線道路については未改良区間であり、道路幅員が狭い箇所で4メートルほどしかない箇所もあり、側溝の蓋もない状況であることから離合が行えず、対面する車両がある場合は、互いに待合を行う状況となっております。

したがいまして、車両が通行するためには、この区間を拡幅するための道 路改良は必要があると考えております。

改良にあたりましては、この区間を6メートル以上の幅員とするための全面拡幅とする計画か、または離合箇所を設ける計画にするか、これから検討を行う必要があります。

また、改良を行うにあたり、用地についても買収が必要となるため、関係 する方からの理解を受ける必要もあります。

なお、この区間は通学路ではなく、また、改良を計画する区間の前後には 歩道が設置されていないことから、社会資本整備総合交付金事業等の交付金 事業の対象には該当しないものと考えており、改良を実施するにあたっては 町の単独事業となるものになります。

そのため、改良を計画するにあたっては、歩道がない道路として計画し、 できるだけ用地の買収面積を少なくして、関係する方への負担を減らして、 事業を計画したいと考えております。

事業の実施時期については、これからの検討となりますが、今年度も他の 道路において改良工事を行っている箇所や、各地区の要望によりこれから改 良を行う必要がある道路もあり、今後、どの道路を優先して実施していくの かも検討が必要となります。

このようなことから、実施時期は明確にはできませんが、堀田議員からの ご質問がありました小串新谷線の本区間におきましては、改良工事を必要と する箇所があることを認識しておりますので、これから事業化ができるよう に進めてまいります。

次のご質問であります、②の「大型車両も通行できるよう小串郷踏切の改良を4、5年をめどに改良できないか」についてですが、現在、小串郷踏切は幅員が狭く、また、斜めの交差となっていることから、普通自動車においても離合はできない状況にあります。

町内には、踏切が9か所ございますが、10トントラック等の大型車両が通過して離合できる目安の幅員6メートル以上あります踏切は4か所となっております。この4か所の踏切は、町の中央に位置して、国道側から踏切を渡った先には、港や工場、運輸倉庫、中央公園などの施設があるため、大型車両が通行する必要がある道路となっており、踏切に取りつく道路も2車線となっております。

ご質問にありました小串郷踏切は、幅員は4.9メートルありますが、交差角度が24度であり、踏切に対して取りつく道路が鋭角となっていることから、通過する車両も踏切内を斜めに通過することとなり、離合ができるための十分な幅員とはなっておりません。

このようなことから、本踏切の改良の必要性は、以前から認識していたため、平成14年度に測量設計業務を委託して、踏切改良のための計画図の作成を行っております。本踏切改良の計画内容は、現道踏切の隣接箇所に新たに踏切を設置する計画であり、この踏切に緩やかに道路が取りつく設計となっておりますが、そのためには、踏切の前後の道路を大きく改良する計画となっております。

この計画図の作成後、内容を検討したところ、事業を実施するにあたっては2つの問題が上がっております。

1つ目は、財政負担を軽減するための交付金事業の活用が必要となりますが、該当するメニューがないこと。

2つ目は、踏切の改良計画は行っておりますが、線路に対して取りつく道

路が斜めで交差する設計となってしまうことから、線路の技術的基準を満足するための設計を行うと用地買収面積が広くなるとともに、道路構造物を設置することとなり、隣接民家に影響が出てくること。

この二つの問題により、踏切の改良はできないものと判断をしております。

しかし、本踏切に取りつく前後の道路は、待合もできない状況になっていたことから、踏切内での事故にもつながる危険性があったため、平成30年度に本踏切から小串郷駅側への取付道路については、新たに用地を買収して道路を拡幅する改良工事を行い、改良後は離合待ちができる2車線の道路としております。

堀田議員からは、大型車も通過できるようにとのご質問でございますが、 この踏切を通過する大型車両とは、恐らくマイクロバス程度の大きさの車両 と考えられているのではないかと思いますが、特に車両規制は行っているわ けではないため、通過する車両の運転手の方が注意を払い通行していただけ ればよいのではないかと考えております。

このようなことから、平成30年度に小串郷駅側の道路を拡幅して踏切手前で離合ができるように改良を終えている状況でありますので、当分の間は、現道のままで利用していただきたく、ご質問にありました本踏切の改良については進めていく考えはございません。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 堀田議員。

13番堀田 はい。再質問に移りたいと思います。①の農業機械、ハウス加温などの燃油高騰対策ですけど、これ7月の臨時会で確かにA重油リッター当たり10円の補助ということで決定をされましたけど、それはあくまでも施設園芸だけの話ですね。しかし、私が言いたいのは、例えば水稲を栽培されている方は、やはりトラクター、コンバイン、あるいはバインダー、あるいはハーベスタ、そういったものを使われるわけですね。そうすると同じA重油ではありませんけど、軽油になるわけですね。そうするとそれはやっぱりある程度の農業者としてから見ると、やはり公平性に欠けてるんじゃないかということでですね。ちょっと調べてみまして、他所の市町なんですけど、燃料ということであれば節油対策あたりをやっぱりしとかないと

いけないわけですね。やっぱりなるべく節約をして、油をひどく使わないようにしないといけないと思うんですけど、やはり仕事をする以上は、そういうこともなかなかできませんので、もう水稲の場合ですね、10アール当たり2,000円で面積ですね。しかし、自家消費分がありますので、自家消費分の10アールは削除。だから1ヘクタール作っていると90アール分の補助ということで検討できないかということですね。それと、そのほかにも施設園芸で、確かに10円の補助あるわけですけど、施設園芸で10アール当たり5万円、路地の場合、要するに野菜とか、要するに野菜類ですね、路地で栽培されているそういう方に対しては10アール当たり2万円、そういうふうなことが言われておりますけど、町としてそういうことに検討する考えはありませんか。

議 長 町長。

町 長 説明が足りない部分は課長に答弁させていただきますけども、先ほどJAの県央並びに町内の関係農業者とどういう補助が必要なのかということを要望調査を今しているところでございますので、その中でそういう要望があれば対応していきたいと考えております。

養 長 堀田議員。

13番堀田 はい。先ほども2番、3番、4番もJAとの協議とかっていうことでしたので、まあちなみに2番の肥料原料の方の価格高騰も肥料を購入した額の13パーセントの補助。それから、物流コストとかそういったマルチですね、ハウスビニールとか、これは販売額100万以内だったら2万円、これ100万から300万だったら3万円、それから300万から500万だったら5万円、それから500万から1,000万だったら8万、1,000万以上やったら10万、そういうふうな試算があるわけですね。それと飼料なんですけど、飼料も1トン当たり5,000円、そういった他所の町村で補助金として出しているところがありますので、やっぱり検討をお願いしたいと思います。

町 長 はい。私自身もJAながさき県央の組合長及び部長、川棚の センター長と今月の頭に意見交換をしております。その中で、要望等又はこ れから支援できるもの、何があるかというのを今後協議しながら進めていき ますということで、本町が協力できるところは、できる範囲はありますけども、そこでは対応していきたいということで回答はしております。続けて、堀田議員も農業関係者でいらっしゃいますので、そこは自分の部会なり、水稲の関係者なりにこういう意見がありますということで、本町に上げていただければ、それから対応になるかと思いますので、その辺はよろしくお願いいたします。

議 長 堀田議員。

13番堀田 はい。そういったことを大体JAから今から各農家さんに配布物があって、そういう申請をしてくださいということで上がってくるんだろうと思いますけどね、まあそれは上がってきてから町としては考えていただきたいと思います。それと、通告に書いてなかったんですけど、農薬を入れてなかったんですね。農薬もかなり高騰してまして、やはりハウス栽培をされている方にしてみると、やっぱり農薬散布が大変多くかかって、やっぱり良い天気が続きますと虫が発生しますし、それから曇天の場合ですと今度は病気が発生しますので、やっぱり施設園芸の方は大変農薬の使用量が多いわけですね。そうすると、やっぱり今までは5、6,000円でよかったのが、結局1回に1万円以上の農薬を買うということですので、やはりそういったところもJAの方に意見交換の折にまた伝えていただければと思います。

養 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。すみません、先ほど堀田議員の方から農薬の関係についての要望といいますか、ご質問ありましたけども、今までのJAとあと農業関係者との会議の中で、その農薬につきましてもやはり補助ということで意見を伺っておりますので、一応会議の中ではその農薬も含んだ中での会議をしておりますので、その件についてももし要望があれば検討してまいりたいと思っております。以上です。

議 長 はい、堀田議員。新たな質問をお願いします。

13番堀田 はい。それでは2問目に移ります。道路改良の一部路線、先ほど町長がおっしゃいました保育園下から踏切までですね。確かに25年に一部改良されまして、ある程度は広くなったんですけど、まだやっぱり側溝あたりが整備されてませんで、草が生えるとやっぱり離合するときに側溝に

脱輪されたりとか、結構やっぱりされる方が多いわけですね。そうかといって真ん中で走っていけば落ちないわけですけど、なかなかやっぱり相手が来よるとそういうわけにもいきませんので、やはり先ほどの答弁の中では、ある程度改良の余地があるという答弁でしたので、そこはまあいろいろな補助金あたりと兼ね合わせて行っていただければと思います。で、その2番目の踏切の改良ですけど、やはりこれは確かに財政面も大変だし、それからJRとの協議も必要になるかと思います。それで、個人的っていうか素人考えでいくと、斜めにしたら十分な道路ができるんじゃないかと、こう思っていたわけですけど、JRに行って話を聞きますと、やはり線路に対して直角じゃないと道路ができないということでしたので、JRの話では町がそういう計画をされると、JRとしてはいいですよというふうな回答でした。で、今の町長の答弁では改良のことはありませんということでしたけど、やはりそこはJRとか、あるいはそういった検討をして、何とか改良できるような話にはならないんですか。

町 長 はい。今ご質問の踏切につきましては、改良するための設計を行っているところでございます。先ほどありましたように、細かいところは課長に答弁させますのでよろしくお願いします。しておりますけども、踏切を造るにあたっては、やはり先ほど言われたように斜めではいけませんので、それをある程度直角の方向にもってきますと、民地にも関わってきますし、一部建物にも関わってくると聞いておりますので、そこには多額の費用がかかるのかなと思っておりますので、まあそこまでかけるお金が本町には今のところ財政的に厳しいところもありますし、あそこは地元の方がよく通っていらっしゃいますけども、地元同士でルールが決まって、手前で待って離合してそのまま出発していくという、何か暗黙のルールのようなものができておりますので、今のところ特段あそこで事故等々も発生しておりませんので、当面の間はそのままでお願いできると思いますけども、そこはちょっと課長の方に答弁させます。

養 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。小串郷踏切の改良の関係なんですが、町長の方からの 説明がありましたように、14年度にここの踏切の改良に伴う道路設計、測 量設計を行っております。まず道路の形を決めさせていただいて、その後15年度にJR系列の測量コンサルの方に改めて踏切の改良設計をさせております。その際、堀田議員の方からも話がありましたように、本来直角に線路に交わる踏切が一番いい形だとなっております。その中でもどうしてもそういうことができない場所もあります。それで、一応基本としては45度までの角度はいいという内容となっております。そうしたとこで今の線路を使いながら拡幅するという案も1つあるんですが、今の線路に取り付いている道路がもうそういう角度で収まりませんので、改めて別な場所に線路を設けないといけなくなるということになります。そうなると、そこにかかる費用、JRはいいですよといっていただけるんですけど、かかる費用は全額町に請求されるようになってきます。そこに大きな財源が必要となってくるというところが大きな問題になっているんじゃないかというところで、この部分の改良は今できないという回答とさせていただいているところであります。以上です。

養 長 堀田議員。

13番堀田 はい。わかりました。まあそういうことですので、私の質問の小串新谷線の話の1番目のですね、一部拡幅を検討しますということですので、まあそこは良しと思います。もしできなかったら、側溝でもですね、はめていただければと思いますけどどうでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。課長に答弁させます。

議 長 建設課長。

建設課長 はい。現地も確認させていただいておりますし、あの部分についての離合が困難だというのも前々から認識しております。そういう中で、まず側溝に蓋だけでもということもありますが、それもあるかなと思うんですが、それでもちょっと離合ができる十分な幅がございません。町としましては、あの場所の部分、やはり一定緊急性があるという判断もしておりますので、はっきりした明言ができないんですが、改良の方で側溝まで含めて進めさせていただいた方が最終的にいい形の道路になるんじゃないかと考えております。そのようなことでご理解していただければと思っております。以上です。

養 長 堀田議員。

13番堀田 はい。そういうことでお願いしたいと思います。以上で質問 を終わります。

(10:29)

議 長 次に、小田成実議員。

7 番 小 田 議席番号7番、小田成実です。通告にしたがい、2問を質問 します。

まず、高齢者等の移動手段としての交通サービスの運営について質問をいたします。

高齢者等の移動手段として、自治会バスが西部地区総代会で検討され、運行直前までいきましたが、長崎運輸支局からの意見があり、その対策を相談しましたが、解釈の相違のために運行を断念せざるを得ませんでした。

町長は、選挙公約で「高齢者の方のお出かけ応援として、自治会バスや乗合タクシーなどの交通サービスの運営について検討し、実施に向けた取組を行います」と述べられました。その選挙公約に賛同され投票された方も少なくないと思います。

そこで、西部地区総代会で導入を検討していた自治会バスについて、誰一人取り残さないまちづくりのために、私を含む高齢者だけでなく、町職員の方々も今後直面するであろう移動手段の問題を解決していくために、行政も含めて協議を行う体制を整え、高齢者等の移動手段としての自治会バスを含めた地域交通サービスの運営を実施できないか尋ねます。

次に、地域活動グループとの連携で活力あるまちづくりについて尋ねます。

町内にはさまざまな活動を行っているグループがあるので、まちと地域活動グループが連携を図り、活力あるまちづくりに取り組めないか尋ねます。

例として、Kujaku Peaceというグループが、SDGsに基づく環境保全活動の一環として、海岸清掃を頻繁に行っておられます。

また、新しいまちづくりを提案するイベントを開催し、その様子を広くSNSで情報発信を行い、川棚町をアピールする活動に取り組まれています。そこで、次の3点を尋ねます。

①このような地域活動グループの横の連携が取れるような組織体制及び町

- の支援体制を構築できないか。
- ②新しいまちづくり活動を行うグループと連携し、河川や海岸清掃を行ったり、イベントなどに取り組むことができないか。
- ③環境保全や新しいまちづくりに若い世代が元気に活動するまちとして、 情報発信をさらに強化できないか。以上、質問いたします。

議 長 町長。

<u>町</u> <u>長</u> 小田議員の「高齢者等の移動手段としての交通サービスの運営について」のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問にありました「自治会バスについて、行政も含めて協議を行う体制を整え」についてですが、これまで検討がなされていた複数の自治会が協議会を構成し、負担金等を拠出した上で運行する自治会バスは道路運送法上、有償事業とみなされ、実施が困難であることが長崎運輸支局から示されております。また、町が無償運行バス事業の運営主体となり、その運行業務を地域協議会等へ委託する方式の地域公共交通の構築につきましても、一部の地域だけではない町内全域をカバーする制度構築、継続的な運営の確保、それに伴う長期的な財政負担といった課題をクリアしないと実現は難しいと考えております。これらを前提として答弁いたします。

現在川棚町では、高齢者の移動交通支援として川棚町活きいきタクシー助成事業を行っております。これは、既存の交通事業者を活用し、町内のご高齢の皆様に広く支援できることから、一定の評価を得ていると考えております。また、高齢者の買い物支援といたしまして、西部地区を対象とした「いごこーで」、東部地区を対象とした「かわろーで」を実施しております。

しかしながら、活きいきタクシー助成事業については一部から運用改善の 声があることも承知しておりますので、私の公約においても高齢者のお出か け応援として交通サービスの運営について検討し、実施に向けて取り組む旨 を掲げております。

また、国においても令和2年の法改正により、各地域においてまちづくりに連動した地域公共交通の再整備と、輸送資源の総動員により、持続可能な地域公共交通の充実を図るため、地域公共交通計画の策定を努力義務と位置付けられたこともあり、町といたしましても、来年度において地域公共交通計画を策定することといたしております。

当該計画は、町民の方へのアンケートの実施や、地域の交通事業者、利用 者等により構成される活性化法定協議会を通じて策定いたします。

つきましては、ご質問にありました西部地区をはじめとした川棚町全体の 地域交通の在り方については、町も一体となり、検討を進めてまいりたいと 考えております。

次に、小田議員の「地域活動グループとの連携で活力あるまちづくりについて」のご質問にお答えいたします。

まず、①の「地域活動グループの横の連携がとれるような組織体制及び町の支援体制を構築できないか」との質問でありますが、これまで本町では、魅力と活力あるまちづくりを推進するため、町内で活動する団体等が行うまちづくり活動に対しまして川棚町まちづくり団体支援事業補助金により支援しております。昨年度は、質問にもありましたKujaku Peace様をはじめ、計4団体に対し計80万円を支援しております。

10月30日には、当補助金の活用団体であるいろはにとまとプロジェクト様と長崎モトブロガー会様の合同主催による小串トマトフェスティバルが開催されます。町といたしましても、このようにまちづくり団体同士が連携し、新たな展開の取組の充実により、活力ある川棚町を目指してまいりたいと考えておりますので、まちづくり団体同士が意見交換できるような場について検討をしてまいります。

次に、②の「新しいまちづくり活動を行うグループと連携し、河川・海岸 清掃やイベントなどに取り組むことはできないか」との質問でございます が、行政の役割は意見交換の場を設けることや支援などが原則であり、イベ ント等の実施主体となることは好ましくないと考えております。

次に、③の「環境保全や新しいまちづくりに若い世代が元気に活動するまちとして、情報発信を強化できないか」との質問でございますが、町といたしましても、地域で精力的にまちづくりに取り組まれている方々の情報を町内外に発信し、交流人口や関係人口の拡大を図る必要があると考えております。このため、これまでの広報活動に加え、SNSを活用した情報発信に力を入れたいと考えております。

具体的には、専門の担当者を設け、地域で活躍される人材や魅力的なイベント、本町が誇る自然景観などを広く発信したいと考えております。以上、

答弁といたします。

議 長 小田議員。

7 番 小 田 はい。全てにおいて前向きな回答だったかと理解をしており ます。この一番最初の1問目の自治会バスの件についてですが、この自治会 バスというのは、町長が議員のときに調査研究をされて、それで提案をされ たものであります。それで、この取組を西部地区総代会で十分協議をして、 取り組むように前にもって進めていってたんですけども、まあ経過を話せば 長くなりますので省略いたしますが、取り掛かったのが平成29年の3月か らであります。で、その間、この目的としては自治会での自主運行というの を考えておりました。それは道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の 形態によるものというふうなことで取り掛かったんですけども、当初行政に 相談をしたときには、以前川棚町としても地域公共交通を検討した経緯があ ります。その結果がですね、地域コミュニティバスなどを断念をしたという 経緯があり、どうもその担当職員の方はそのことが頭に入っていて、我々が 目指す自治会での自主運行というとのですね、若干の一番最初からのボタン の掛け違いというのがあったような気がいたします。その後、自治会バスの 運行について、その自治会で運行するバスは自治会が自主的に運行するもの であるので、あなたたちが運輸支局に行って調べてきなさいというふうな経 緯もありました。そこで、幾度となく運輸支局の運輸専門官に意見をいただ きながら、改善するべきところを改善してずっと進んできたということがあ ります。で、西部地区としての総代会、運行協議会としては、一時、意見の 相違というか、理解の解釈というところで随分悩んで最終的には町長の英断 といいますか、それを求めたんですけども、それがちょっとなされなくてで すね、断念をせざるを得なかったというふうな状況があります。そこで、今 後その地域公共交通計画ですか、そのようなものを検討され、進めていくと いうふうな答弁がありましたけども、どのようなことで進めていくのかとい うのをお尋ねいたします。

議 長 町長。

町 長 はい。内容的なことにつきましては、担当課長の方から答弁 をさせていただきます。先ほど小田議員からありましたように、西部地区の 自治会バスにつきましては、私が議員時代に提案をしたところでございま

す。そのため、積極的に進めていこうかと思っておるんですけども、先ほど 小田議員からありましたように、西部地区総代会が考えていらっしゃること で行政側が考えていること、やはり同じ内容でも若干のずれがあったように 私も感じております。しかしながら、町といたしましても、やはり今後長く 10年、20年、そういうバスなり地域公共交通の方がどういう形態になる かはまだ決まっておりませんけども、やはり10年、20年と継続してできる運行を目指しておりますので、そこら辺を理解していただきたいのが1つと、やはり自治会だけに任せますと、やはり具体的には申し上げませんけど、小田議員が元気なうちはいいかもしれませんが、このあと10年たった あとにそれを引き継いでいただける方がちゃんと引き継いでいけるのかというのも、そこら辺もちょっと若干疑問がありますので、町として運行する場合にはやはり10年、20年、今後の運行が必要かと思いますので、その辺 ご理解をいただきたいと思っておりますので、そこら辺の詳しいことは担当 課の方に説明をさせていただきます。

養 是 企画財政課長。

企画財政課長 議員からのご質問の協議会についてご説明いたします。協議会を策定するにあたりまして、元々、先ほど町長から答弁がありましたとおり、来年度に向けて交通の総合計画を策定する予定としております。そこの策定にあたりましては、策定のコンセプトとしましては、地域の既存の輸送資源として、当然JRでありますとか、西肥バス様、バス事業者様、あと地域のタクシー事業者様、というのが地域の既存の公共施設、そしてそれに加えまして、スクールバスであるとか、各種、例えば様々な交通が通っていると思います。そういったところも既存の地域資源として、これまでの公共交通プラスアルファのところで、それも総動員しながら地域の総合的な交通の持続可能な在り方を検討していこうというものが元々のコンセプトであります。

構成につきましては、先ほど申し上げた交通事業者、そして地域を代表する方々、そして行政、あとは専門家ということで、他の地域では大学の有識者等を招へいされているようですが、そういった方々を中心として、あとは今後委託も検討しておりますが、その中で町民のアンケート、そういうとこ

るでご高齢の方がこういうエリアに何人ぐらいいらっしゃって、その方々がここからここに、A地点からB地点に移動するというような傾向が多いというようなところをアンケート等で把握しまして、そしてそれを総合的にどういった町の在り方として、当然既存の公共交通も生かしながら、そしてそこに補完する形でどういった地域交通の在り方が求められるのかというところを総合的に検討してまいりたいと思っております。以上です。

議 長 小田議員。

7 番 小 田 前向きな回答ありがとうございました。我々の自治会バスと いうのを考えたのも、子どもから高齢者までが、要するに誰一人取り残さな いまちづくりのためにというふうなことを考えてきました。それで、いろい ろこれからですね、この地域交通総合計画ですか、これを策定するにあたり アンケートとかもろもろいろいろしていくというふうなことでしたけども、 西部地区としても地区でのアンケートを取ったり、要望を聞いたりというふ うなことも現にもうしておりますので、そのようなものを参考にしてです ね、その自治会バスというのにこだわっているわけではありません。例えば 乗合タクシー、あるいはタクシー事業者への委託事業など等ですね、要する に誰でもが気軽にと言ったらちょっとあれですけれども、地域から取り残さ れないための交通手段の構築というふうなことを考えておりますので、まあ できない理由を考えればいくつでもあると思うんですよ。しかし、どうすれ ばできるかというふうなことを協議をしていただきたいと思います。その場 に町長も同席をしてくださるんだろうと思いますけども、町長同席の上、担 当課、それとできれば今までいろいろ調査研究をしてきた西部地区総代会の 代表などを入れて話合いの場を構築していただき、この地域公共交通が実現 することを望んでいます。という理解でよろしいですか。町長、よろしくお 願いします。

町 長 はい。その協議会に町長が入ってご意見を述べてくださいみ たいな形で理解してよろしいでしょうか。やはりその協議会に私が入るかど うかというのは、まだ人選をする前の段階ですので、その辺はわかりません が、そういう私が入らない場合でも私の意見は副町長なりその担当課なりを 通じて意見は通していきたいと思っております。 また、本町に限らず、東彼杵町、波佐見町、また近隣の町でいけば佐々町もいろいろな形でそういう高齢者の方々の足をどうやって確保しようかということで今研究されながら、たくさんの方法を行っていらっしゃるところでございますので、本町におきましても、そういう事業を参考にしながら今後進めていきたいとは考えております。

養 小田議員。

7 番 小 田 はい。いろいろ問題は出てくるかと思いますけども、よろしくご検討していただくように期待をしております。この自治会バスの件を終わりまして、次の2問目ですね。

様々な取組で対応をしていただいておりますけども、今地域活動グループというのが連携して活動をされているグループもありますけども、個々でそれぞれの取組をされているグループが多かろうと思います。私も詳しくは調査はしていないんですけども、そのいくつかのグループが横に連携をして、いろんな活動をできるような組織体制、例えば、新しいまちづくり協議会などを立ち上げて今後のまちづくりについて検討を重ねるというふうな、そのような会の組織はできないか尋ねます。

養 野長。

町 長 はい。小田議員の質問に答弁をいたします。やはり川棚町内、たくさんのそうやって地域で活動されている団体等はたくさんあります。私も全てを答えるということは難しいところもございますけども、いろんな団体の皆様とお話をしながらきているところでございますが、やはり単独での活動が一番多いのかなと思っておりますので、そういう団体をまず調査をいたしまして、こちらの方からお声掛けをして、みんなと一緒に協議、意見交換できる場が作れたらと思っておりますので、その辺は今後進めていきたいと考えているところでございます。

議 長 企画財政課長。

<u>企画財政課長</u> はい。補足して、協議会という形態を取るかどうかということについてなんですが、まだそこまでどういった形で、町長の答弁の中では意見交換の場という形で答弁しておりますが、どういった形でするかというのは今後検討させていただければと思っておりますが、いずれにしましても、いろいろな地域で活動されている方々が一緒に意見交換をする中で、新

しい形とか、そしてそれがまちづくりの活力につながるような仕組みが、町 としても支援といいますか、設定できればと考えておりますのでよろしくお 願いします。

養 小田議員。

7 番 小 田 はい。期待をしております。町長も選挙公約の中に近隣市町 に負けない川棚町にするというふうなことをですね、ありますので、ひとつ 是非とも意見交換の場などを設けていただいて、活力ある川棚町にしていってほしいと思います。

次に2番の連携して海岸清掃などイベントなどができないかというふうなことなんですけども、ここには河川や海岸清掃というのを取り上げたんですけども、この海岸清掃をしていらっしゃるグループなどの話を聞きますと大変海岸などにゴミが多いそうです。ですから、まずはそういったのを町民が認識をするべきであろうと、そうすれば何か問題を町民が見つけてそれに取り組むことができるんであろうというふうなことを考えて、例えばですね、我がまちを知ろうウォーキング大会、何箇所かのポイントを設けてちょっと町民の皆様方、川棚町内をウォーキングがてら歩いて、川棚町の実際を知ってくださいと、まず知ることからがですね、先に進むのではないかと考えますので、このようなですね、例えばウォーキング大会を通して、川棚町の現状を知っていただいて、それを意見として町民の方からいただいて、それを何かの行事に取り入れると。というふうな、そういったですね、まず川棚町を知っていただこうというふうなイベントっていいますか、そのような取組はできないかお尋ねします。

養 野長。

町 長 先ほど答弁いたしましたとおり、本町がイベントなどの主体となって取り組んでいくのはちょっと難しいところがあるのかなと思っております。例えばそういうイベントをされる団体等がありましたら、私の方にご案内していただければ、私自身はいつでも出ていく覚悟は持っておりますので、その際には本町の職員の方にも何人かお声掛けをして、参加していただける方がいらっしゃれば一緒に参加はしたいと思っております。そういう情報があれば私の方につなげていただければ助かります。

議 長 小田議員。

7 番 小 田 はい。前向きな答弁ありがとうございます。そうですね、このようなことをですね、まず川棚町を知ってくださいというふうにSNSなどでアピールされている団体もありますので、更にそういう声を盛り上げてくれというふうに私からも頼んでみたいと思います。

次に3番目の情報の発信の件ですけども、専門の担当者を配備をして、広 く広報誌に加えて情報発信をするというふうなことの答弁をいただきました けども、その専門の担当者というのをですね、どういうふうな立場の方をい つからその専門者というのを配置されるのかというのをお尋ねいたします。

町 長 はい。小田議員もご存じかと思いますけれども、9月から新しく地域おこし協力隊の方が入隊といいますか、入ってきておられます。その方は主にYouTube等を使った発信をされていかれます。内容的には観光が中心になっていこうかと思いますけども、そこでこのそういう担当者を設けるというところになりますと、やはりそことは違った自然なり、そういうことを発信してもらうような形で観光に特化せず、観光は観光で地域おこし協力隊がいらっしゃいますので、それ以外のところで活動できるような形を持っていきたいと思っておりますけども、今これからですね、そういう要綱、どういう活動をしてもらうということを今後作っていきますので、なるべく今の新しく入ってきた地域おこし協力隊と重ならないような形を要綱等に作りながら担当者を設けることができればと思っております。そこで、二つのそういう担当がいらっしゃいましたら、そこでお互い相乗効果が生まれまして、今後の本町の発信力の強化につながるのではないかと考えているところでございます。

7 番 小 田 終わります。

(11:00)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:00)

(…休 憩…)

(11:10)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、福田徹議員。

1 番 福 田 おはようございます。1番、福田徹。新しい町政運営について、町長へお尋ねいたします。

今回の町長選挙において当選されましたこと、誠におめでとうございます。これからの波戸町長による新しい町政のスタートに大いに期待をしております。

さて、町長選挙において「近隣市町に負けない川棚町にする」との熱い心で、7つの公約を掲げて選挙戦を戦ってこられました。

そこで、町政運営の基本的な考えと選挙戦での公約実現に向けた方策について、下記の4点をお尋ねします。

1点目、町長は議員として3期12年の経験と副議長としての経歴もあられます。また、議員として一般質問を18回21問をされるなど、町政への熱く強い思いがあられたと思います。今後は新たに町長としての思い、施策を展開していかれるかと思いますが、その考えを実現するための方法をどのように考えておられるのかお尋ねします。

2番目に、公約のほとんどが新たな事業や住民サービスの向上でありました。所信表明の中で、町長の報酬を20パーセントカットし、SNSを使ったまちの情報発信強化に活用されると触れられておられましたが、財源としてはその一部にも程遠いかと思います。川棚町の財政状況が厳しいといわれる中で、どのようにして財源を確保していかれるのかお尋ねします。

3番目に、公約に無償化や補助金、助成金などが多くありましたが、私が 思うに、個人や世帯などに直接恩恵があるものは、そのとき限りの一過性の ものだと考えています。

町の発展や住民の満足度向上には環境整備も必要で、生活環境、教育環境、自然環境などが想定されますが、そういった後世の世代に蓄積されてま ちの財産となりますし、川棚町のイメージアップにもつながる事業について どのように考えておられるかお尋ねします。

最後に4番目に、町民の声をよく聴きながら町政を推進すると言われており、当選後の長崎新聞のインタビュー記事、目指す町長像として、トップダウンではなく住民第一のボトムアップを目指すとありました。また、町民と接する現場職員から上がってくる声も大事にしたいとありました。そういう住民や職員の声を聴く機会を具体的にはどういった形で設けようと考えてお

られますかお尋ねいたします。以上、壇上での質問といたします。

議 長 町長。

<u>町</u> <u>長</u> 福田議員の「新しい町政運営について」のご質問にお答えいたします。

まず、①の「私の町政への思いを実現するための手法」についてでありますが、あとのご質問にも関連いたしますが、川棚町の活性化のために必要な施策や課題を把握するために、住民の皆様のご意見なども参考として、優先的に取り組むべき事業、私が選挙公約で掲げた事業も含めてでありますが、優先度や必要性が高いと判断した事業から、一つ一つ実施に向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。また、そのためにも、財源の確保が最重要課題であることは私自身も考えております。

そこで、②の財源の確保についてでありますが、福田議員がおっしゃると おり本町の財政は厳しい状況であり、既存の事業を見直すことなく、新たな 事業を次々と展開していく場合には、財源の確保は困難であると考えている ところでございます。

本来、行政が行うべき事業は、社会情勢や住民のニーズの動向により、臨機応変に見直すべきであり、その時々の重点課題の解決に向けて、優先度が高い事業や、効果の高い事業等に財源を集中させることも必要であると考えております。

本町においては、事業の内容等を審査する事務事業評価制度があります。

また、これから来年度の予算編成も控えておりますので、まずはこのような機会をとらえ、既存の事業を今一度見直し、一定の役割を終えた事業や費用対効果が認められないような事業については、改廃や統廃合等を検討したいと考えております。このような取組により、財政のスリム化を図ることで、新たに展開していくべき事業のための財源確保の第一歩にしたいと考えております。

また、併せて貴重な財源であります「ふるさと納税」の充実化についても 積極的に取り組んでまいります。

次に、③の「町の発展や住民の満足度向上についての考え」についてですが、第6次川棚町総合計画の策定にあたり、住民アンケートを実施しております。その結果につきましては、総合計画にも記載されておりますが、行政

サービスにおいては、ごみ収集やし尿処理、広報・情報発信、子どもの見守りなどの防犯対策などの満足度が比較的高く、鉄道やバスなどの公共交通、 医療体制、地場産業振興・企業誘致、商業振興などについては、満足度が低い状況でございます。

また、今後町が重点的に取り組むべきことといたしましては、医療・福祉サービスの確保、人口減少への対応・定住の促進、急激な高齢者の増加への対応などとなっております。今後これらの課題解決に取り組み、町民の不満や不安を少しでも解消することで、住民の満足度の向上を図りたいと考えております。

また、アンケート調査の結果を年齢階層別に分析し、特に若い年齢層が抱える不満や課題の解消に取り組むことで、定住者の増加を図り、まちの発展につなげたいと考えております。

次に④についてですが、個々の町民の方々の声を聴かせていただくことは、町政を預かるものとして、とても重要であるとの思いはありますが、個人的な陳情の場となるような方法は避けたいと考えております。

多くの方々に共通するような困りごとや振興策・救済制度についてご意見をお伺いする機会を設けたいと考えておりますので、例えば商工会の会員の皆様、農業関係者の方であれば各部会や認定農業者の会員の方などといった、まずは関係者により構成されている団体との意見交換を行う場を設けさせていただきたいと考えております。以上、答弁といたします。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 今回の当選にあたられて新町長となられて、併せて副町長、教育長を新たに選任されたわけですが、そういった方々、そういうお二人と、やっぱりこう意思疎通といいますか、三者一体となって町政を進めていかれるんだろうと思いますが、そこら辺の今までのやり取りといいますか、どういう信頼を得られておるのか、少しお話を聞かせていただければと思います。

町 長 はい。今どういった信頼関係を築いておられるのかということでしたが、まだ10月1日から3人一緒になったところでございます。まだ13日しかたっておりませんので、まだ信頼関係は生まれてないのかなと

思いますが、今後いろんな形で意見交換をしながら、今日一般質問もございましたので、そういうことを今日反省会等々を行いながら、今後どういった町政運営をしていくべきか、そういうところをこれからそういう信頼関係を築いていこうかと考えております。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 副町長とはまあ行政を長く経験されておられるので、議員関係の間にもいろんな関係はお持ちかと思うんですが、教育長を選任されたわけですが、今度新教育長に期待するところというのがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

町 長 はい。新しくなられた教育長におきましては、川棚高等学校の評議員の中で1年間ご一緒させていただいたところでございます。やはり、今までの前教育長とは違った、自分の個性を生かした、自分の考えを生かした教育行政又は教育に関係する社会教育等々もございますので、そこら辺で対応をしていただければと思っておりますので、今後教育長の方も、まだ私と同じでわからないことが多いかと思いますけども、ご指導いただきながら、自分の思いを今後の教育行政に培っていただけたらと思いますので、私自身も教育長のご活躍にも期待しているところではございます。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 財源の確保についてお聞きします。まちが行っている事業を 見直していくという中で、いろんな事業の改廃や統廃合を検討されるという ことですが、それは次の予算査定と絡んでくるものなのか、ある程度いくつ か頭の中にあるもの、具体的に発表されなくて結構ですが、いくつか頭にも あられるのか、ちょっとお聞きします。

議 長 町長。

町 長 はい。先ほど壇上で答弁いたしましたとおり、事務事業評価制度というのが本町にはございますので、各課担当の方でそういう評価をされていく中で、今までも廃止したもの、今後進めていくべきものということで、多分今回の決算審査でも出ていたかと思いますので、そういう事業の見直し、そして優先順位等を考えながら、そこら辺を再度精査しまして、今後の事業を続けていくべきか、もう少しそこに予算をかけなくていいのかとい

うところが出てきますので、次年度の予算にそういうところを精査しながら 反映していきたいと考えているところでございます。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 事務事業評価を毎年されているわけです。また、インターネットで公表もされているわけですが、それは一部といいますが、新規事業であったりとかという説明があっておりますが、幅広くそういうふうな見直しすべきものがないか、やっぱり職員の方に聞いて幅広い気付きがあったら吸い上げていくべきではないかと思いますがどうでしょうか。

<u>野</u> <u>長</u> はい。これまでもいろんな事業を廃止したり、再度新しい事業を始めたりとしたことは多々あったかと思います。近々でいえば、しおさいの湯の各世帯に5枚配っている券とか又は今までやっていた健康まつり、そういう等々がいろいろ見直されてきております。そういうのはやはり各担当課の方が一番わかっていると思いますので、先ほど長崎新聞に載っていましたように、ボトムアップという形で各担当課の方からそういう事業、見直せる事業、そういうのをこれから挙げていただいて、そこで再度課長なり、そういう会議の中で精査をしていきたいと考えているところでございます。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 先ほど町長の答弁と補足させていただきます。企画財政の立場からも査定という場で新規事業もそうですが、既存事業の見直しという場もございます。そういう中では、これまでもそういう既存事業の見直し、各課査定する立場それぞれで見直しはしてきているところですが、私も新しい立場として、新しい目で特に政策的経費、補助金とか委託等の政策的経費については、今一度改めて見直しをしたいと思っております。あと、歳入面につきましても、これまでも活用というのはあったんですが、財政部局、そして事業課で連携しながら、国・県の補助金、そしてその他の財源等もないかというところで更にちょっと検討してまいりたいと考えております。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 この財政のお話の中で、重要な施策、事業については、財源 の集中という言葉も使われておりますが、どういった事業が、頭にあるもの がありましたらお聞かせ願いたいです。

町 長 はい。まだ具体的な事業等々は検討しておりませんけども、 今後出てくるかと思っております。個々におきましては、今ここでお答えす ることはできませんけども、今後優先度の高い事業、そういうところに検討 いたしまして、必要なところには必ずお金はいりますので、そこは集中させ ていきたいと考えているところでございます。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 先ほど登壇されたときの答弁の中に、ふるさと納税の充実というお話がありましたが、私の今年3月の一般質問で、図書館建設の折に、自治体クラウドファンディング等の活用はどうかとお聞きしたところ、まあそういう特別な図書館を造るという計画がない以上は、そういうのには取り組めないということでしたが、どういう事業というわけではありませんが、財源の確保には自治体クラウドファンディング又は企業版ふるさと納税という制度があって、全国でいろんな自治体がそういう財源確保に取り組まれて、多額の資金を調達されております。そういったものを検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。お答えします。ふるさと納税を所管しておりますのは 私共、企画財政課でございまして、今個人版のふるさと納税というので非常 に力を入れているところではございますが、議員からご提案のありましたクラウドファンディングのふるさと納税でありますとか、企業版のふるさと納税につきましては、まずはホームページ上に町 としてこういうプロジェクトを推進していくので、企業の方にも是非ふるさと納税を寄附していただきたいという旨のホームページを掲載したいと思っております。で、今地域おこし協力隊ということで、ふるさと納税を推進する協力隊を業務委託という形で運用しておりますので、そういった人材をうまく活用しながら、企業へのアプローチというのも取り組んでいけたらと考えております。クラウドファンディングにつきましても、先ほど過去の答弁にもありましたように、有効な事業がありましたら、そういったところも1つの選択肢としてはあるのかなと思っておりますが、まずは企業版ふるさと納税でありますとか、個人版というのに力を入れたいと考えております。以

上です。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 そういう財源確保にはいろんな手段がまだまだあるかと思いますので、いろんなことを研究して取り組んでいただきたいと思います。

で、3番目に私が言いました住民満足度の中で、総合計画を策定するにあたっての住民アンケート等で各種要望があって、まあ満足度の高いもの低いもの、そういうのが載っているわけですが、私が聞きたかったのはそういうばらまきといいますか、個人に現金を渡してしまえば一過性のものであって、そのお金を町民に我慢していただければ、後々現在の生活もしやすくなる、住みやすいまちになる、また後世にも残る資産にもなる、そういうふうなものに対しても力を入れていただきたいと思うんですが、そのバランスを取っていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

議 長 町長。

<u>野</u> 長 はい。すみません、③の福田議員の質問と私の受け答えにつきましてはちょっとずれがあるということで理解してよろしいでしょうか。 やはり本町におきましては、やはり言われるように、今回の公約にありますところは一過性のものがあるかと思っております。

しかしながら、若い世代又は若い子どもたちを今後育てていくためには、 やはり今現在お金が必要、足りない、そういう形でよく言われていますの で、そこら辺は公約にもありますとおり手当てをしていきたいと考えている ところではございますが、福田議員がおっしゃるとおり、生活環境、教育環 境、自然環境など、まあそういった今後長く本町に残っていくもの、そうい うところにもお金をかけないとは言っておりませんので、そういうところで も必要なところにはきちんとお金は使っていく、必要じゃないところには ちょっと事業の見直し等々行ってそこら辺は削減していく、そういうところ で、個々をないがしろにするわけじゃなくて、全体を通して本町の発展につ ながるように行政運営を行っていきたいとは考えております。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 4番目の町民の声を吸い上げるその町民との接点、そいういう機会を設けるにあたっては、まずは就任されたばかりですので、まあ各種団体の方々と対話を進められるということですが、ゆくゆくはやっぱし川棚

でいえばよく自治会単位とか、そういったところでの住民との対話ですか、 そういったこともやっていただければなと思うんですが、落ち着かれたらど うでしょうか。

町 長 はい。私の身体も1つしかございませんので、そういうところで対応できるところは対応していきたいと思っております。自治会に対しましても、総代会にも出席することが可能となりますので、その節には各地区の総代さんとのお話をこちらの方から積極的に働きかけはしていきたいと思っております。その中で、私の地区に来てくださいということであれば、どういう内容等々を精査しながら、私一人で行くか、担当する課長を連れていくか、そういうところはございますけども、そこら辺は提案をいただいてから対応したいとは考えているところでございます。

養 長 福田議員。

1 番 福 田 ちょっと少し勘違いをされた感があった。総代会って総代と会われるんじゃなくて、なかなか今回の選挙でもよく波戸候補は知らんとやんねっていうふうな声を聞きましたので、住民と接するためにいろんな方を地区単位ぐらいの一般の方とお話しできる機会を持たれたらどうかなと思って提案した。

議 長 町長。

- 町 長 はい。すみません。地区と自治会を取り違えておりました。 そういうことで、今ご提言いただきましたことも、対応できるところは対応 していきたいと思っておりますので、私も選挙期間中、各地区公民館でいろ んな形でお話をさせていただきましたので、そういう形で今後回って行ける 所があれば、対応していきたいと考えているところでございます。
- 1 番 福 田 終わります。

(11:38)

議 長 次に、堀池浩議員。

5 番 堀 池 議席番号5番、堀池浩です。最初に波戸町長ご就任おめでと うございます。心よりお祝い申し上げます。

既に就任に際しての質問も出ていますので、私は通常の質問を行います。 それでは、通告に沿って質問いたします。 まず、1問目がふるさと納税のリピーター確保についてです。

7月30日の長崎新聞に令和3年度ふるさと納税県内自治体別の寄附額が載っており、本町は2,910件の約6,160万2,000円で過去最高額だったとありました。確かに7年前、平成27年度の約370万円からすると16.6倍となっており、これまでに返礼品やサイトの充実を図られた努力の成果だと思います。

また、今年度からふるさと納税支援担当として、地域おこし協力隊が1名着任され、「ふるさと納税受入れ1億円」を目標に掲げ、更なる返礼品やサイトの充実を図られると思いますが、一度納税していただいた方の確保、いわゆるリピーター確保のための対策も重要だと思います。そこで、以下のことをお尋ねします。

- ①この3年間の件数は。そのうちリピーターは何件でしたか。
- ②納税者への御礼状発送など、時期と内容は。
- ③リピーター確保のための施策は。
- ④本町紹介のDVDを作成し、納税者へ送付する考えはありませんか。

次に、2問目の男性トイレの個室に「サニタリーボックス」の設置についてです。

男性特有の前立腺がんや、男性の罹患率が高い膀胱がんは手術後、頻尿や 尿漏れが起きやすく、尿漏れパッドが必要です。

また、治療や鎮痛のため座薬を使用されている方も、座薬が溶けて漏れるため、女性用の生理ナプキンが欠かせません。着用すれば外出できるものの、男性トイレの個室で取り替えても捨てる場所がなく、使用済みのものは自宅までビニール袋などに入れて持ち帰らざるを得ません。社会参加の促進向上を図るためにもサポートが必要だと思います。

そこで、新庁舎などの公共施設内の男性トイレ個室に「サニタリーボックス」の設置と、またそれとわかる表示を掲示できませんか。以上、壇上での質問を終わります。

議 長 町長。

<u>町</u> <u>長</u> 堀池議員の「ふるさと納税のリピーター確保について」のご 質問にお答えいたします。

まず、①の「この3年間の件数は。そのうちリピーターは」との質問でご

ざいますが、令和元年10月から令和4年9月までの3年間における寄附者数は6,640人で、そのうち本町に2回以上寄附いただいたリピーター数は673人となっております。

次に、②の「納税者への御礼状発送など、時期と内容は」との質問でございますが、寄附金の振込の確認が取れ次第、お礼状と受領証明書が一体となった書面を送付しております。

また、今年度からは、返礼品送付の際に、はがきサイズの御礼状を同封しております。そちらには、お礼の言葉、本町の紹介、返礼品に関するお問合せ先、ふるさと納税を案内するQRコードを掲載しております。

次に、③の「リピーター確保のための施策は」との質問でございますが、 今年度の新たな取組といたしまして、過去3年間に寄附いただいた方に対し て、ふるさと納税の返礼品等を掲載したカタログを送付したいと考えており ます。送付時期につきましても、寄附の最盛期であります11月、12月に 合わせて10月中に送付することで寄附をいただくきっかけになればと考え ているところでございます。

また、それ以外に、先ほど説明いたしました返礼品にお礼状を同封することにより、寄附者の方々に良い印象を持っていただければと思い、更に、今後寄附者に対してダイレクトメールを実施することを検討しているところでございます。

次に、④の「本町紹介のDVDを作成し、納税者へ送付する考えは」とのご質問でありますが、広告にかけることができる経費は、国が示すふるさと納税指定制度の基準によりますと、募集経費を寄附額の50パーセント以下にすることと示されております。なお、昨年度の実績で申し上げますと、特筆した広告を行わない中で、募集経費は寄附額の48パーセントと基準を若干下回る程度でございました。寄附額が増加すれば、募集経費の充実を図ることは可能ですが、現状といたしましては、先ほど申し上げたカタログの送付を優先したいと考えております。

次に、2項目のご質問の「男性トイレの個室への「サニタリーボックス」 の設置」についてお答えをいたします。

議員からご提言のあった男性トイレの個室へのサニタリーボックスの設置は、全国的にも拡大しているとのことであり、病気や障がいにより尿漏れ

パッド等を必要とする方が安心して外出することができる環境づくりといた しまして大変意義があると思われますし、ご指摘のとおり、そうした方々の 社会参加を促すためにも重要であり、第6次川棚町総合計画においても記載 している障がいがある人もない人も地域でともに生活できる共生社会の実現 に資するものであります。

本町の役場庁舎においては、多目的トイレには既に設置を行っておりますが、男性用個室トイレにおいてもサニタリーボックスの設置を図るとともに、設置をしていることを示す表示を行いたいと考えております。費用的にも高額なものにはならないと見込まれ、現行の庁舎管理費の予算で対応できると判断しておりますので、なるべく早く対応し、設置後は速やかに広報誌や町ホームページで周知を図りたいと考えております。以上で答弁を終わります。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 まず、3年間の件数ということで6,640人で、2回以上の納付者データが673人ということでの回答があったかと思います。この分で、このリピーター数6,640人のうちの約1割673人ということなんですけども、この数字っていうのは町長としてはどういうふうに捉えておられますでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。まあ先ほど言われたリピーター数が約1割、各市町村いろんな形で返礼品の数もたくさんありますし、寄附額を増やそうといろんな形で努力をされているところだと思っております。その中で、1割の方が2回目以上のリピートがあるということは、良い方じゃないかと個人的には考えているところでございます。これだけ数ある市町村の中で選んでいただいていらっしゃる。まあこの方は本町の出身の方かもしれませんし、そういうあと追いはしようと思えばできると思いますけども、今はそこの情報は持っておりませんけども、まあ1割の方が2回以上リピートをされているということには私は感謝しているところであり、まずまずの数字とは理解しているところでございます。

養 長 堀池議員。

5番堀池はい。実質今ふるさと納税の方式自体が若干経営あるいは商

売みたいになってしまっていると。でもそれに対しては、やっぱり一番の基本がリピーターをどう確保するかと、リピーターが多い方が新しい納税者を増やす広がりというか、そういうふうにもつながってくるかと思います。やっぱりこのリピーター確保が必要かと思うんですけども、先ほど2番目、お礼状などの発送の時期と内容ということで、今年からですか、このはがきサイズのお礼状を送る、本町の紹介とかQRコードが付いている。もう一度ここを詳しく教えていただけませんでしょうか。

養 長 町長。

<u>町</u> <u>長</u> 担当課長に答弁させます。

養 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。まず、お礼状と寄附受領証明書が一体となったもの、こちらを入金の確認が取れ次第すぐお送りしているところです。こちらは要綱にも定められている書式となっております。で、それとプラスアルファで今年度から、先ほどはがきサイズと申し上げました、ちょっとこちらについてはイラスト形式といいますか、ちょっと親しみを持っていただけるようなイメージになるんですが、そういったお礼状を返礼品の中に同封しております。以上です。

養 長 堀池議員。

5 番 堀 池 先ほどもちょっとお話があったように、11、12月がピークですと。で、10月頃にダイレクトメールとか、カタログを送るということだったんですけども、この今まで12月までと、1月から3月まで、これ年がまたがるんですよね。その辺の分け方はどういうふうにされていますか。

養 長 企画財政課長。

<u>企画財政課長</u> 質問の趣旨をもう一度確認させていただきたいんですが、1 2月までと翌年の1月から3月までで、寄附の波があるというところのご質 問だったんでしょうか。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 ふるさと納税の分は、12月までの納付の方はその年度の納税が一部免除されます。で、1月から3月の方は次の年度の方になるはずなんです。だから、いつも10、11、12が一番ピークになるのはそういう

形でなっていると。だからその辺の分け方とかその辺はどういうふうに検討されているのかなと。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。町の財源とふるさと納税の町の財源と捉えたときには、あくまで4月から3月までに寄附いただいた額があくまでその年度の歳入として整理しております。一方、一個人の方が寄附いただくという形でいただく場合には、税法上の確定申告等の期間がありますので、そこで1月から12月までの所得なりに応じた、所得税に係る寄附金控除を受けることができるという制度となっております。以上です。

養 堰池議員。

5 番 堀 池 もう1つ、リピーター確保のために今年からまず過去3年間の納税された方にカタログを10月中に送りますよということだったと思います。それから、このお礼状の中にこれダイレクトメール発送という、この辺ちょっと詳しく教えていただけませんか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。ダイレクトメールにつきましては、今後ちょっと検討をしている項目にはなるんですが、お礼状もそうなんですが、複数回寄附をいただいた方には更に特別感といいますか、お礼の気持ちを表したいということで、ダイレクトメールが1つの手法ではあると思うんですが、そういった形で感謝の気持ちをお伝えしたいというところで寄附者の方にダイレクトメッセージを送付することを検討しております。

養 長 堀池議員。

5 番 堀 池 4番目のDVD作成という話なんですけど、これが先ほど募集経費、これが50パーセント以下で昨年は48パーセント。私も初めて聞いたんですけど、募金経費は返礼品の額、送付金、それとプラスして何が入っているんですか。48パーセントもなっているというのは。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。募集経費の内訳につきましては、まず返礼品の原資相当、こちらがおおむね3割程度と考えていただいて結構です。で、残りは送料でありますとか、封筒代でありますとか、ポータルサイトへの手数料でありますとか、あと管理会社への委託料でありますとか、そういったもので残

りの20パーセント、計50パーセント程度がかかってまいります。以上です。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 これ4番目のDVDというのは、ふるさと納税の方だけではなくて、本町の紹介等の分ができないかなと私は思ってたんです。特に今年の10月の広報で載ってたんですけども、1人の方また新たな地域おこし協力隊の中に撮影技術とか、その辺の方もおられるんで、また、観光に関しては本町はほかの隣接町に比べると恵まれてるかなと。あとこの観光に関してもっとアピールしていけないかなという思いもあって、ここに入れたわけなんですけども、その辺今後研究とかそういうのはできませんか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。ご質問にお答えします。DVDという手法、町の魅力を発信するということでいくつかの手法があるとは思います。今回ふるさと納税に限った話で言いますと、映像を活用して魅力を伝えるということですと、生産者の方の思いでありますとか、その工程でありますとか、そういう生産から製品が作られるまでの過程等を消費者の方にお伝えしながら、町の魅力とか商品の魅力というのを訴求するというのが主のDVDを活用するという目的になるかと思っております。そういった形で1つの商品に対して、そういう内容を充実したものをDVDそれぞれ作っていくとなると、かなり予算的にもかかってまいります。今おっしゃったように地域おこし協力隊ということで、映像とかSNSに強い人材もおりますので、そういった方のノウハウを活用しながら、SNS、YouTubeとかInstagram等を活用しながら、まずはそういった商品のストーリーとか、ふるさと納税のストーリーというのをお伝えして、うまく寄附につなげられればと考えております。以上です。

養 塩池議員。

5 番 堀 池 ふるさと納税 6,000万を1億にと、かなりこれは実質大変かなと、それだけ力を入れていかないことには厳しいかなという感じがします。他所ではうん十億とか、大きいんですけども、川棚は特に商品となるものが少ないということなんで、その辺の努力をお願いしたいと思います。それから、男子トイレの個室で庁舎内の分には設置を図ると。また、表示

もしていくということで話がありましたけども、この公共施設内、新庁舎だけじゃなくて、公民館関係ですね、どのくらい男子トイレの個室があるのかは調査は行われたんでしょうか。

議 長 町長。

- <u>町</u> <u>長</u> 公民館といいますのは、地区の公民館も含めてということでしょうか。隣の公民館ということですかね。
- 5 番 堀 池 すみません、公民館は隣の公民館ですね。自治会の公民館は除いてということでお願いします。

教育 次長 はい。お答えいたします。具体的に公民館、それから公会堂、これらのトイレの個室がですね、数を正確に把握しているわけではございませんけれども、やはりサニタリーボックスを設置するとなりますと、多少の広さは必要になるのかなと。どれくらいの容量のものを置くのか、こうしたところも考えながら、設置できるところには当然公共施設ということで、先ほど答弁の中にもありますように、意義を含めて設置していくことを考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思っています。当然多目的トイレもありますので、こういった場所にはもう設置をして表示をするなりということを、新庁舎の町長の答弁と合わせて、同じような対応をしていきたいということで考えております。以上です。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 特にサニタリーボックス、そんなに価格としてもそんなに高くはないと思います。で、広さも必要とはいいながら、前の方に置くとか、そういう置き方によっても設置できるんじゃないかなと思いますので、少しでも早く設置をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。以上で質問を終わります。

(11:58)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:58)

(…休 憩…)

(13:00)

<u>議 長</u> 休憩前に引き続き、会議を開きます。

養 長 福田徹議員は所用により欠席ではありませんが、退席をされています。

ここで、先ほどの堀池議員の質問に対する答弁に補足説明をしたいとの申 出がありましたので、これを許可いたします。企画財政課長。

企画財政課長 はい。堀池議員からご質問のありました、ふるさと納税の税法上の期間、税法上のお話に関連しまして、所得税の話を説明させていただきましたが、正しくは住民税の税額控除、そして所得税の所得控除、これによってふるさと納税の恩恵といいますか、が成り立っているということになっておりますので、住民税の部分を補足で、追加で説明させていただきます。以上です。

養 長 それでは、一般質問に戻ります。次に、田口一信議員。

8 番 田 口 議席番号8番、田口一信です。3項目について質問をいたします。

まず1項目目ですが、西九州新幹線開通に伴う本町の観光振興構想についてであります。

西九州新幹線が9月23日開業いたしました。現在は部分開業でありますが、いずれ何年か後には全線開業するはずであります。というのは、新幹線というような高速鉄道は、私たちこの地元の者が利用するという頭でなくて、まあそういう考えじゃなくて、都市部の人に新幹線を利用して来ていただくためのものであると考えるべきであります。したがいまして、武雄温泉とか嬉野温泉とかいうような観光資源を有する佐賀県こそ、新鳥栖・武雄間の早期開通に取り組むべきものだと思っております。そうして全線開通した場合には、大阪・神戸など関西方面から乗り換えなしで直通で武雄・嬉野という本町のすぐ近くに多くの観光客が訪れるようになるわけであります。したがって、この観光客をいかにして本町に引き寄せるかということをこれから考えていくことが重要であると思います。そこで、次の3点を尋ねます。

①武雄・嬉野は海を持っていないという弱みがあります。実際に、嬉野のあるホテル経営者は「自分たちは海が欲しい」と言っていたのを聞いたことがございます。だから、武雄・嬉野の温泉と川棚町の海の観光を結びつける、あるいはそれに虚空蔵山や、いずれできる石木ダム湖というような観光要素を含ませるというような、これからの本町の観光振興構想をまとめる必

要があるのではないかと思いますがどうですか、というのが1点です。

- ②その構想に沿った形で、嬉野から直に川棚町に客を呼び込むために、絶景観光スポットなどを作りつつ県道嬉野川棚線の整備を進めるよう県に要望したらどうか。
- ③川棚町観光協会は、そのような構想を作ったり、キャンペーンを実施したりする機能を強化すべきではないですか。この3点をお聞きします。

次に第2項目目ですが、平戸街道の整備についてお聞きします。

広域農道川棚西部地区の現在供用されている部分の最も野口寄りのスタートラインの所が平戸街道の一部になっております。すなわち、白岳から下りてきて、このスタートラインの部分を渡って、そのまままっすぐ山中の道に進みますと川棚中学校の横に下りてまいります。佐世保市内には愛好会があるようで、時々20人、30人という人が歩いて下りてきたりしております。ただ、道幅はあるのですけれども、未舗装ですし、石がごろごろしておりますので、車はもちろん通れません。また、歩くのも歩きにくいという状況であります。したがって、車は通らなくてもよいと思いますが、もっと人が歩きやすくして、「平戸街道川棚往還」というような観光スポットを作ったらどうかと思いますのでこの点をお聞きします。なお、ライオンズクラブで数箇所案内看板が設置されております。

3項目目ですが、町長の退職金制度についてということでお聞きします。 波戸新町長が就任早々だからこそ、今だからこそ聞けると思いますのでお 聞きしますが、町長の退職金制度は廃止すべきではという観点から次の2点 を尋ねます。

- ①ホームページの例規集に見当たらないが、制度が廃止されているのならば、それはいつなのでしょうかということです。
- ②民間の働く人は、昔の終身雇用の形態が崩れて、退職金制度の恩恵に浴さない人も多くなってきております。また、民間で退職金があるところも、4年程度で多額の退職金を払うところはないはずであります。退職金制度があるのなら、すなわち町に退職金制度があるのなら、民間とのバランス上、廃止する方がよいのではないでしょうかということをお聞きします。なお、この質問はこれまで在職された方に支払うべきことは当然であって、それをやめろと言っていることではないということを付け加えておきます。以上、

3項目質問いたします。よろしくお願いします。

養 野長。

<u>町</u> 長 田口議員の「西九州新幹線開通に伴う本町の観光振興構想について」のご質問にお答えいたします。

西九州新幹線の開業に合わせて、令和4年10月1日から12月31日の間において、佐賀・長崎デスティネーションキャンペーンが、JRグループ、佐賀県及び長崎県の開催によりスタートしているところでございます。

佐賀・長崎の両県が持つ特色ある歴史や文化、豊かな自然、多様な食の魅力などを発信し、全国からの観光客を呼び込む大型の観光キャンペーンであり、本町は、デジタルスタンプラリーのチェックポイントといたしまして、片島公園及び大崎海水浴場が選定され、また、佐賀県観光連盟が発行している雑誌「佐賀・長崎 西九州で楽しみたい100のこと」には、本町の大崎海水浴場・しおさいの湯・片島公園が掲載されております。

今後は、本町で実施している「かわタビキャンペーン」や「キャッシュレス事業」をフルに活用して、観光客の誘致を図りたいと考えているところでございます。そのためには、情報発信が必要であると判断しておりますので、集客に向けた取組を行いたいと考えております。

そこで、①の「隣県武雄・嬉野温泉と本町の海の観光を結びつける、あるいは虚空蔵山や石木ダム湖という観光要素を含ませるというような、これからの本町の観光振興構想をまとめる必要があるのではないか」とのご質問でありますが、現在、虚空蔵山や木場の棚田については観光スポットとして、パンフレット及び本町のホームページ等で紹介をしているところでございます。

観光振興については、第6次川棚町総合計画を基に進める計画としており、観光振興構想につきましては、現時点では考えておりません。今後、観光振興構想の策定に及んだ場合には、観光分野における有識者や大学との連携を図りながら実施することになると判断しているところでございます。

次に②につきましては、構想を作成するに至った場合は、嬉野から本町への誘客を行う場合、道路整備等が必要となります。

そこで、県道嬉野川棚線につきましては、平成8年に町道から県道に昇格 していただき、早速同年8月には県に対して改良整備についての要望を行っ ております。

その後、県において石木郷交差点から順次、拡幅改良工事を行っていただいており、現在は木場郷の下木場から中木場地区において拡幅改良工事を行っていただいております。

なお、林道を介して嬉野市へ行くことはできますが、県道としては未開通 の状況でございます。

県道嬉野川棚線の嬉野側につきましては、川棚町のすぐ近くまで整備が行われております。先日開業した西九州新幹線の開業式典あいさつでは、嬉野市長は「県境を越えて佐世保市、波佐見町、東彼杵町、川棚町の東彼3町との連携も視野に入れています」と挨拶をされております。

また、長崎新聞のインタビューにおいて、新幹線開業における長崎県内自 治体との連携について質問され、「嬉野は、佐世保を中核とする連携中枢都 市圏の入口となる。川棚との県道直通を実現し、ハウステンボスやクルーズ 船の客を周遊させたい」と答えられております。

そこで、「絶景観光スポットなどを作りつつ県道嬉野川棚線の整備を進めるよう県に要望したらどうか」とのご質問でございますが、石木ダム建設に伴う付替県道嬉野川棚線につきましては、現在工事が行われておりますが、 見晴らしがいい場所には展望所などを造ると県からお聞きをしております。

田口議員が言われるように、県道嬉野川棚線の全線開通は本町にとっても 効果は大きいと思われますので、これまで同様引き続き整備を進めていただ けるよう、県に対して要望していきたいと考えております。

次に③につきましては、「川棚町観光協会は、そのような構想を作ったり、キャンペーンを実施する機能を強化すべきでないか」とのご質問でございますが、現時点では、観光協会の意向を確認しておりませんので、答弁は控えさせていただきますが、町としての考えを申しますと、構想については、町が主体となり計画するものと判断しておりますので、構想計画を策定するに及んだ段階においては、観光協会からも意見等をいただく機会を設けることになろうかと考えているところでございます。

また、キャンペーン等の実施につきましては、観光協会でも可能ではないかと判断しておりますので、今後、観光協会と協議をしてまいりたいと考えております。

次の「平戸街道の整備について」のご質問にお答えいたします。

平戸街道につきましては、長崎県文化観光国際部世界遺産課において、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産として認定された、関連遺産をつなぐ「世界遺産巡礼の道」としてPRが実施されております。

川棚町内では、佐世保市の四郎丸バス停から入る平戸往還ルートが紹介されており、県担当課からは、巡礼の道の利用促進や定着に向けた活用促進資材として、のぼり旗、リーフレット、ポスター等が配布されており、既に窓口に設置し周知をしている状況でございます。

そこで、議員からは、「もっと歩きやすくして、「平戸街道川棚往還」という観光スポットを作ったらどうか」とのご質問でありますが、議員ご指摘の区間におきましては、現状は、倒木や雑草が繁茂し、歩くには困難な状況でありますので、除草及び倒木の撤去をすることにより、通行は可能になると判断をしております。

町といたしましては、平戸街道は、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連 遺産として認定された関連遺産をつなぐ「世界遺産巡礼の道」であることか ら、今後も残す方向で維持したいと考えておりますが、現道を整備すること により、当時の平戸街道の風情を損なうことが懸念されますので、現状のま まで残すこととし、観光スポットとして整備することについては現時点では 考えておりません。

次に、3項目目のご質問の「町長の退職金制度」についてお答えをいたします。

①の「ホームページの例規集には見当たらないが、制度が廃止されているなら、それはいつか」についてでありますが、本町の退職手当事業は、長崎県市町村総合事務組合の共同処理によって行われており、本町の特別職を含めた職員の退職金制度が廃止されているものではございません。

次に、②の「民間で退職金制度があるところも、4年程度で多額の退職金を払うことはないはずである。退職金制度があるなら、民間とのバランス上、廃止する方がよいのではないか」とのご提言でありますが、長崎県市町村総合事務組合において共同処理により運営されている退職手当事業は、一般の職員だけでなく、町長などの特別職の職員も対象として、それぞれの職員数や見込まれる退職者数などにより、加入している各市町及び団体の負担

金が算定され、その収入を基に運営されているものであり、本町の町長分だけ廃止するとか、本町の町長だけこの退職手当事業の対象者から除外するといったことはできないとのことでございます。

議員からご提言いただいた趣旨は、私が町長として今後見込まれる退職手当について、民間とのバランス上、支給を受けない方がよいのではないかという趣旨であると思いますが、ご承知のとおり地方公共団体の長である町長は、公職選挙法の適用を受ける者であり、町長が任期満了などにより退職手当の請求権が発生したときに、その請求権を辞退する行為、つまり請求権を放棄した場合は、そのことが公職選挙法第199条の2によって禁止されている寄附行為にあたる恐れがあるとのことでございます。そのようなことから、退職手当の請求をしないことも難しいようでございます。以上、答弁とさせていただきます。

8 番 田 口 1点目の観光振興構想についてですけども、実はこの1点 目、2点目、3点目と私は関連をしていると思っているんですが、と申しま すのは、最初のこの総合計画って言われましたのですけども、①に関してで すね。私が思うのは、町の総合計画なども結局行政的にかなり具体的な内容 にならざるを得んと思うんですが、私は、もっと将来像の、まだ新幹線だっ ていつ全線開通するかわからないような状態なので、わからないような時期 のこうあるべき姿っていうものは、総合計画にもなじまないような構想なの じゃないかなって思うわけです。そうすると、そういうものを今ここでは町 でまとめる的なニュアンスで書いてますが、結局民間団体の、例えば一般社 団法人川棚町観光協会っていうのがあるわけですが、そういった民間団体で ある程度長い将来にわたった川棚町の観光の在り方みたいなものを提言する ような格好のものを打ち出したりするということが大事なんじゃないかなと いう意味で、3番目に観光協会のことを書いてあるわけです。だから、今3 点目についても、町長はそういった構想は町が主体となって策定するものっ ていうふうなことを答弁されたんですが、私は町じゃなくて、もうちょっと 民間的な団体の方からもっと大雑把なずっと長い何十年か将来のことを含め た構想というものを打ち上げてもらうようなそういう仕組みがよいのではな いかなって思ってるんですけど、そういう考えについてはどう思われますで すか。

議____ 長 町長。

町 長 先ほど登壇で答弁したように、現在のところそこまで観光協会とも協議しているところではございません。詳細がありましたら担当課長の方から答弁をさせていただきます。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 はい。それで、私はこの③について観光協会と一応書いたのですが、というのは、今現在一般社団法人川棚町観光協会というものがあるので書きましたけども、現在の観光協会の業務自体にそぐわないということであれば、また別の川棚町観光振興協議会とかですね、そういったものを組織してですね、そういった長い将来の川棚町のそういった構想というものをシンクタンク的に考えてもらう。それで、ある程度こういう構想というものを打ち上げてもらうというような方式がよいのではないだろうかと思っているんです。で、そういう考えについてどう思いますかということです。

美 町長。

<u>**町**</u> <u>長</u> はい。田口議員がおっしゃることはごもっともだと思いますけども、今本町の現状におきましては、そこまでの構想は持っておりませんので、私の方からお答えすることはできませんが、田口議員がおっしゃることは理解をしているところでございます。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。質問にお答えをいたします。平成23年8月31日にですけども、長崎の国際大学と町の振興協議会関連で協定書を締結しております。その協定書に基づきますと、まだそれが続いている状況ですので、先ほど町長が答弁いたしました、そういった時期になればですね、ここの大学との連携等を行って、その構想について着手をしていきたいという考えでおります。以上です。

8 番 田 口 それで、今デスティネーションキャンペーンとかいろいろ言 われましたのですけども、それでほぼ片島、大崎、しおさいの湯というもの がそういったものに盛り込まれているというような答弁でしたが、やはり川 棚町の観光の中でも、最初に言いましたように海っていうのがやっぱり売り

物になるというか、川棚町としてはですね、海が売り物になると思います。 嬉野や武雄に温泉に来られる、例えば旅行者が1泊旅行を計画するとして夜 は温泉宿に泊まるんですけども、昼間の時間をどう使うかというのが、その お客さんにどう使わせるかというのが旅行社が考えるところだと思うんです よね。1つはハウステンボスがありますが、あとは波佐見焼を見に行くと か、そんなふうなことになっていくと思うんです。そうした場合に、海って いった場合には、東彼杵町の海よりは川棚町の海の方がはるかに魅力的だと 思われますので、やっぱり川棚町の魅力は海だなというふうなことは言える と思いますので、そこら辺を大いに盛り込んで、今も盛り込んでいただいて おるようでありますけども、これからも大いに川棚町は観光資源としては海 だというものを大いに発信していかれるのがよいのではないかと思います が、その点についてのお考えをお聞きします。

議 長 町長。

町 長 今、田口議員がおっしゃるとおり、本町にはきれいな海がございます。そして、これまで夏の海水浴期間だけが海水浴場等々を使用できておりましたけども、今、民間の有志の方々で1年中使えるような状態で解放をされておりますので、そういうところを本町の強みとして生かしながら、今後も観光の発展に寄与していきたいと考えているところでございます。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 2項目の平戸街道についてですが、キリシタン関連遺産をつなぐ巡礼の道っていうような位置付けにされているというようなことでありますので、非常にそれは意味のあることだと思っております。ただ、その現状のまま残したいと言われても、歩けるくらいにはしていただき、今現在も結局路面の舗装もないからですね。まあ舗装しない方がいいとは思うんですけども、路面の舗装もないので、路面自体に草が生えてて、歩けないんですよね。だから、せめて歩けるくらいにはしてもらうのがよいのではないかと思いますけど、その点はどうなんでしょうか。

議____ 長 町長。

<u>町</u> <u>長</u> はい。私の方も田口議員がおっしゃるとおり、平戸街道の中 学校付近に下りてくる道は私もそこに行きました。そこで現状見たときに は、これ到底歩くのも難しいなということで私も感じているところでございます。その整備につきましては担当課の方から答弁させますけども、あそこは今の状況では歩けないとも私は認識しておりますので、担当課の方で回答をお願いします。

養 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。質問にお答えをいたします。先ほど町長も言われましたけども、私もこの道をこの質問が出た段階で歩いてみました。そうしますと、上から下りてこようかと最初したんですけども、もう雑草等が生えてまして、ちょっと行けるような状態ではありませんでしたので、今度下から墓の方から歩いて行ったんですけども、そしたら倒木等が3、4本ありました。ですので、ここは雑草とあと倒木の撤去をすれば、通れるんじゃないかということで判断をいたしましたので、その除草と倒木の撤去については、担当課でもちょっと考えていきたいと思っているところであります。以上です。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 はい。是非早急にお願いをしたいと思います。

それからもう3点目にいきますが、退職金制度についてですが、市町村総合事務組合みたいなところのことを言われましたのですけど、地方自治法の204条というところに各地方公共団体はその給与とかいろんな地域手当、住居手当、扶養手当、いろんな手当てを支給することができるの中に、又は退職手当まで入っていますので、204条にその退職手当を地方公共団体があるんですけども、で、給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければならないって書いてあるわけなんです。それで今、市町村総合事務組合ですか、こう言われましたけど、この条例でその手当てを支給することを条例で定めるという地方自治法の規定と、その現状の規定はどうなっているのか、すなわち川棚町の条例ではないのですかという、条例ではないとして、市町村総合事務組合の条例みたいなものだとすると、要するにこの地方自治法のこの規定と合うのかどうかという、要するにその根拠がどうなっているのかはっきりわからないなと思うんですけど、そこはどうでしょうか。

養 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。制度上のことでありますので、私から説明いたしま す。田口議員おっしゃったとおり、地方自治法の204条において、退職手 当に関するものを条例で定めることができるという、そういうできる規定に なっております。ただ、最初町長が答弁で申し上げましたように、この退職 手当事業について、本町では長崎県市町村総合事務組合、この共同処理とい うことでやっております。これ本町だけでなく、県内長崎市を除いてほぼ大 方の市町が入っているというものであります。ですから、これ一部事務組合 としてやっておりまして、本町の清掃であるとか、し尿であるとか、それを 東彼地区保健福祉組合の一部事務組合で行っているのと同じ方式でありま す。それで、条例につきましては、この一部事務組合につきましては、一部 事務組合の成立により、共同処理とするとされた事務は関係地方公共団体に は権能から除外され、一部事務組合に引き継がれると、そういう仕組みに なっております。当然引き継いだ市町村総合事務組合におきましては、総合 事務組合の市町村職員退職手当支給条例というものを位置付けまして、その 中で詳しく退職手当の支給について規定がされておるところでありまして、 その中の別表において詳しく定められていると。ですから、条例も委任され ているということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 仕組みはわかりました。あとはこれ指摘をしておきますが、 具体的な内容はよくわかりませんが、結局その支給の月数などがかなり高い のではないかと思いますので、その支給内容の見直しはしてもらったほうが よいのではないかというふうなことをですね、まあ指摘だけしておきます。 以上で終わります。

(13:33)

議 長 次に、炭谷猛議員。

11番炭谷 通告番号6番、議席番号11番、炭谷猛です。最初に一言申し上げさせていただきたいと思います。波戸新町長におかれましては、当選誠におめでとうございます。また、新三役に就任されました川内副町長並びに諸岩教育長におかれましても、誠におめでとうございます。また、ご苦労様です。

新三役におかれましては、町政の活性化を進められていくことと思いますが、特に石木ダム問題につきましては、十分に慎重かつ丁寧に対応を今お願いしたいと思うところであります。また、この件につきましては、川棚町民の民意をしっかりと捉えての町政の運営を切望をしたいということを申し上げさせていただきたいと思います。それでは一般質問に移らせてまいります。

現在、佐世保市水道局において、川棚川山道堰からの取水及び送水がなされておりますが、以下、そのことについて尋ねていきたいと思います。

1番目に、本来の流域市町村外である佐世保市は地元で調達すべきである と思いますが、どういった状況の中で川棚川からの取水、送水となったの か。

2番、取水量については、現在は最大日量2万トンであると聞いておりますが、1万5,000トンから2万トンへの増量されたのはいつからなのか。また、どういった経過があってのことだったのか。

3番、佐世保市への送水のため高台にある川棚町野口地区の貯水タンクに上げているが、取水、送水のための経費・人件費等は、川棚町にとってはどうなっているのか。また、川棚町水道事業へは財政的に寄与という面があっているのかどうか。

4番、佐世保市への送水は最大日量2万トンであるが、過去10年間の各月当たり、また、1日当たりの送水量、また、取水なしの実績記録等については記録が保管されているのかどうか。また、1日2万トンの取水において何時間で1日2万トンを取水できているのか。このような稼働時間率は何パーセントか。それで、取水設備能力はどの程度あるのか。

5番目に、渇水期においての川棚町の水道取水に影響が出た場合、佐世保市の取水制限を判断する等の協定、あるいは基準等はどうなっているのか。 以上を町長に答弁をお願いいたします。以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

養 野長。

<u>町 長</u>炭谷議員の「佐世保市水道局の川棚川からの取水状況について」のご質問について、お答えをいたします。

まず①についてですが、河川は公共用物であるため、河川の流水について

は、河川管理者である長崎県の管理の下に使用が可能となっております。したがいまして、取水の許可につきましては、流域圏という考え方ではございません。

佐世保市においては、市内での原水確保が困難であったことから、川棚川 に水源を求められ、河川管理者である長崎県から取水の許可がなされたもの でございます。

次に②でございますが、平成6年の異常渇水を受けて、平成7年度に新たな水源を確保するまでの期間限定で「暫定豊水水利権」が河川管理者である 長崎県から許可されたと聞き及んでおります。

次に③についてですが、取水・送水に関する施設は、佐世保市の所管であるため、当然のことながら佐世保市がその経費等につきましては支出していると承知しております。

財政的な寄与につきましては、取水開始当時から山道取水堰の維持管理業務を佐世保市から受託しております。その管理業務委託料を水道事業収益の営業外収益として受け入れておりますので、水道事業会計の黒字化に貢献をしております。

次に④についてですが、佐世保市の取水量につきましては、佐世保市から 提供されました資料を基に年間総取水量を決算資料として、議員の皆様方に お配りをしております。また、取水にかかる時間、稼働時間率、取水設備能 力については、これまで資料の提供は受けておりませんので、本町では把握 をしておりません。

次に⑤についてですが、①で説明しましたとおり、取水につきましては河川管理者である長崎県が許認可の決定をいたしておりますので、佐世保市と本町との間で協定はございません。なお、水位が一定以下になりますと、取水ポンプの稼働が一部又は全面停止をされるようになっております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 ちょっと聞き取りきれなかった面もあるかもしれませんが、 重複するところはお許しいただきたいと思います。 4 番目の 1 日 2 万トンが 何時間かかるのかという施設管理はしておられるということでありますけど も、時間にたってこの 2 万トンがした場合、平均か実績、設備能力というの は把握できないということですか。

養 長 副町長。

副 町 長 はい。この件につきましては、水道課課長補佐が今日欠席しておりますので、前担当者であります私の方から回答させていただきます。町長も答弁しましたとおり、詳細な取水の記録等に関しましては、佐世保市が資料をお持ちであります。その資料の提供を受けておりませんので、川棚町では把握をしていないということで答弁をさせていただきました。以上です。

議 長 炭谷議員。

11番炭谷 管理はしているけど、そのした分の先ほどの話では時間なり、その業務が発生した場合のその請求は向こうから受けているというふうな答弁があったと思いますが、その時間をかけることによって佐世保市に水を送水、取水することがかかっていると言われたその分を川棚町の事業外収益の中に入っているというふうなことの答弁があったんですが、それはあっているのに、ただ時間を要した、まあ早く言えば送水業務に勤務した時間、1日何時間とか、そういったものがわかっているのに、その何時間くらい稼働したかというのがわからないというのもちょっとおかしい面があるんじゃないかと思いますけど。いかがでしょうか。

養 長 副町長。

副 町 長 はい。お答えします。先ほどの町長の答弁でもありましたように、取水・送水に関する施設は佐世保市の所管でありますので、それに係る人件費等については佐世保市が支出をされていると。ただ、維持管理業務につきましては受託をしておりまして、その内容としましては、取水堰の監視でありますとか、河川水の簡易水質検査でありますとか、取水口の清掃及び油の流入を防ぐオイルフェンスの取替え等でございますので、そういう人件費等について何時間かかって云々というところの詳細が絡んでくるところではございませんので、うちとしては資料の提供も求めておりません。以上です。

議 長 炭谷議員。

11番炭谷 そうしますと機械は置いているのに、軽作業的なもの、管理 ということですから、スイッチが入っているのか、いないのか、というス イッチオン、オフの指令は佐世保市からコントロールしているというふうに ちょっと取らざるを得ないんですけど、その点についてはどうなんでしょう か。

議 長 副町長。

副 町 長 そのように理解していただいて結構です。以上です。

養 長 炭谷議員。

11番炭谷 はい。それは承知をいたしました。そうしますと働いておら れる方は、つまりごみを取るとか、水位を見るぐらいの程度の段階であると いうふうに理解をするわけですけども、佐世保市にいく2万トンやるときも あるというふうに思うし、あるところでは、聞いた話によれば、使わなくて も早岐まで川棚からわざわざ運んで海に捨てているというふうなちょっと変 な話も耳に入ったことあるんですけど、川棚町の川の管理はもちろん県と言 われました。ちょっとしかし、川棚川から野口まで上げるのが高さ的にいえ ばそれであとは流水の角度で流れていくというふうに私は理解しておるわけ ですけども、それをずっと何十年も知らなくてやってきたというのは、やは りその水源はもちろん川棚川ですから、上流から流れてくるんですからみん なのものというふうなことはわかるとしても、佐世保市から何トン取ったよ というふうな記録も川棚にはないということでしょうから、そうなると ちょっと川棚町の責任も問題というふうに私は思うんですが、いかがですか ね。担当課、町長含めたとことで、その点のやはり川棚川から佐世保市は2 万トン取っているというふうなことは事実ははっきりしているわけですか ら、それがどの程度何パーセント稼働しているのかということは、ちょっと 川棚町民としてもちょっとおかしいんじゃないかと、わかっていて当然じゃ ないかというふうな考えするんですけど、いかがでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 はい。先ほど答弁でもありましたように、年間の総取水量に つきましては、決算資料にも載せておりますとおり把握はしておりますが、 ご指摘の取水にかかる時間でありますとか、時間率でありますとか、設備能 力については、これまでこちらの方で把握していないのが現状であります。 これを今後佐世保市から資料の提供を受けて把握することにするのかどうか というのは、今後検討したいと思います。以上です。

議 長 炭谷議員。

11番炭谷 いや、私もちょっとびっくりしました。ある意味では。その次の問題にいきたいんですけども、その何パーセントが余力のあるのか、そこら辺がどうなのかという問題にいけなくなってしまうんですよね、町長。そういったところで、じゃあ今の先ほどの答弁を受けて、しかし川棚川が取っているという事実、事実佐世保市ははっきり言えば2万トン近くの水が漏えいしているということも公開になっていますし、オープンにされとるわけですたいね。1割近い水が漏水している。なのに、そのこの上にまた4万トンを佐世保市は石木ダムに要求といいますか、欲しいというふうなことで県の方に言っていることも、町長もちろんご存じと思いますけど。じゃあ先ほど私が質問しました1万5,000トンから2万トンに増えたという経過の中で、何かあればちょっとお受けをしたいと思いますが、よろしくお願いします。

養 長 副町長。

<u>副</u> 町 長 はい。河川法によりますと説明しましたとおり、河川の流水においては、私権の目的となることができないということで、公共用物でございますので、佐世保市が取水をしているその状況を佐世保市が把握している状況であって、これまで川棚町が川棚を流れているからという理由でそこを資料の収集等をしてこなかったのは事実であります。ただそれが何かに影響しているかっていうことを指摘されますと、まあ現状では特にないといったところではあるんですが、1万5,000トンから2万トンになりましたけども、あくまでも最大でということで、2万トン毎日という話ではありません。で、2万トンになった経緯につきましても、町長の答弁でありましたように、平成6年の渇水に伴いまして、暫定豊水水利権ということで河川管理者である長崎県が許可をしたということで承知をしております。以上です。

11番炭谷 毎日2万トンでないと言われましたよね。2万トンでないという証拠は何らかの根拠があってデータを見てからの根拠ですか。であろうと、推測ですか。そこら辺ちょっとはっきりお願いしたいです。

養 長 副町長。

<u>副</u> 町 長 2万トン取っていないということではなくて、最大で2万トンというふうに設定をされていますという説明です。以上です。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 設定が 2 万トンになっているということですね。 2 万トン以 上は取っていないと言われるから、じゃあいくら取ってんだというふうに私 はちょっと聞いたんですけど。はい、了解しました。そのことで、しかし、 私はちょっとここまで通告がきてない、連絡がきてない、実績値がきてな い、それは佐世保の水ですから佐世保がいるときに使うというふうなことは わかりはしないではないんですよね、市町村別ですので。ですから、その水 道局の問題になろうかと思うんですけども、しかしながら、川棚町のほとん どの人は2万トン佐世保市に持っていってるとかと、取るというのはほとん どがわかってるわけですよね。ですから、それも長い間いくら取っている実 績、あるなら資料をもらって今から考えるっていうことでは遅いかもしれま せんけども、そこを何とかなっていかないと、ある意味では私が一番提起し たように、その流域市町村圏という意味では、ある意味では相当な川棚川に 流れて本来くるべき自然の在り方で流れてくる水量を、その域を超えてやる ということは、やはりその昔の取水にしてもそうだし、その水を利用する利 水についてもなかなか昔は多くても少なくてもここだけは我々のもんだ、他 所の藩から流れている水をもらうというふうになると国家的な事業になって いくということがあって、やはりその幕府の問題とか、江戸時代のそういっ たものを見てみますと、そういった権力というのがあって、地方に任せてお ることをお互いにやり合うということはやはり人道的な問題で、やはり水は 天から降ってくるものだ、みんなで分かち合いましょうというふうなところ があっての流域外の中にやっとるわけですたいね。ちょっと私もここまで しっかりされてないというふうな、ちょっと聞いて愕然としておる状態です けども、まあそういうことで是非わかることなら、さっき副町長が言われた ように、川棚の1日の水量6、300トンくらいでしょう。川内副町長もご 存じと思いますけども、川棚のその水も危ない。いくら県がやるっていうふ うなことやっても、現実に佐世保市に水を送水している、川棚からやってい る。これはもちろん波佐見の行政にしても同じと思いますけども、やはりみ んなで流れていったものを、みんなできちっと使おうという意味はいいんで すけども、そこが公開となっていないということは、非常に私は残念でありますし、是非このことは行っていただきたいというふうに思うわけです。で、要するに佐世保市の状況を見ますと、私はここで佐世保市長の文句を言うわけではないですけど、現実に水が向こうは佐世保のデータを見てみますと、保有水源というふうな10万トンあるわけですね。その中に川棚から送っている最大2万トンというのは、どういった位置にあるのか。これは保有水源なのか、慣行水利権なのか、予備的な慣行水利権、この2万トンっていうのは、10万トンの中の2万トンの中にどの位置に値するのか。許可水利権のほかに慣行水利権というふうな2つの水利権の問題があると思いますけども、そこまで私聞こうと思っていますけど、多分このことについてもしご存じであれば副町長なり、お考えを聞きたいと思います。

議 長 町長。

町 長 今、炭谷議員からございました佐世保市の10万トンの水利権、多分その中には不安定水源というのも含まれていたかと思いますので、あくまで佐世保市においては、その不安定水源は確実な水利ではございませんので、多分そこは何と言いましょうか、ちょっと佐世保市のことで詳しくは答えられないんですけども、そういう形になっていたので、ある程度の不安定水源を含んだところの10万トンだということで理解をしているところでございます。

議 長 炭谷議員。

11番炭谷 不安定水源となると多分10万トンから外れると私は思うんですよ。つまり現状の中で、佐世保の水源が許可水利権のほかに慣行水利権ですから、許可水利権というなら県の条例をきちっと許可を受けたものであり、そして慣行水利権は今まで使ってきた佐世保市民が使ってきた水で10万トンというふうに私は理解を、いろんな佐世保の利水の問題でちょっと書いてある文章を見ますとそういう理解ができるんじゃないかと思いますので、この点改めて副町長含めて、このことの位置というのはきちっとあとで整理をしていただきたいというふうに思います。

それと渇水期についてですけども、渇水期については県の河川であるので何とも言えないし、結果的な取水口からは水の位置が低になって、取水不可能な状態になるというふうなことで説明ありましたけども、現実そこまでし

ておられるなら、少なくなった場合、佐世保市の送水はその渇水の程度かと も思いますけども、ゼロということも十分あり得るというふうな理解でよろ しいんですかね。お願いします。

養 長 副町長。

<u>副</u> 町 長 はい。お答えします。佐世保市の南部水系の取水運用というのがございまして、堰の魚道がございますけれども、水面が魚道から13センチ以上であれば3台の運転が可能というふうにされております。で、魚道が8センチ以上になると2台運転が可能というふうにされておりまして、5センチだと1台の運転が可能、魚道から3センチ以下になると全面停止ということになりますので、先ほど町長が答弁しました、もし全停止する水位になった場合でも河川水は越流している状況であって、川棚町の取水には影響がないというふうに答弁をさせていただいたところです。以上です。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 1 3 センチ以上あれば 2 基動かすということですね。で、5 センチまでは 1 基で、 3 センチ以下ではゼロというふうな解釈ですね。

養 長 副町長。

<u>副 町 長</u> 13センチ以上は2基じゃなくて3基ですね。13センチ以上は3基。

議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 確認したいと思いますけど、魚道は中央に 2 か所ある山道可動堰の魚道の水が流れる面からの高さのことですね。

養 長 副町長。

<u>副</u> 町 長 はい。おっしゃるとおりです。

11番炭谷 それじゃあこれで終わりますが、先ほど言いましたように課長が在席でないというふうなこともありますし、まあ佐世保市のそこだけはきちっとしていかなければならないと私も思いますし、してないのが町民がおかしいというふうに思う面もありますので、また機会を捉えてこの件については経過をお尋ねするということで、この場を終わらせていただきたいと思います。一旦終わります。

(14:03)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(14:04)

(…休 憩…)

(14:15)

<u>議 長</u> 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、髙以良壽人議員。

9番高以良 議席番号9番、髙以良です。農地の荒廃防止についてという ことで質問をいたします。

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料安定供給の重要な基盤でありながら、農業従事者の減少や高齢化、後継者がいないなどの理由によって、今後耕作が放棄される農地の増加が懸念されるとともに、新たな耕作放棄地の発生を防止することが重要な課題となっています。

耕作が放棄された農地は、草刈りなどの適切な管理が行われなければ、 徐々に再生利用が困難となり、最終的には荒廃農地となってしまいます。

荒廃農地は、病害虫の発生源や有害鳥獣のすみかとなり、また、用排水路の管理等に支障が出たり、ごみの不法投棄の温床になるなど、周辺地域に影響を及ぼし、さらには景観や国土の保全など、農地の多面的機能の維持の面でも大きな問題となっています。そこで、農地の荒廃防止に向けた取組について、次の3点について尋ねます。

1点目、農地の荒廃を防止するための施策として、町としてこれまでどのようなことに取り組んできたか。また、今後の新たな施策として何か具体的に考えているものがあるのか尋ねます。

2点目、農地の荒廃を防止するためには、栽培管理の面で高齢の農業者等にも大きな負担にならず、ある程度の収入が見込まれる作物を見つけて作付けを推進していくことも必要と考えますが、新規作物の導入に向けて調査・研究などはしているのか尋ねます。

3点目、今後10年も経過する頃には、多くの農家が高齢化等のため農作業に従事することが困難となり、何も対策を講じなければ耕作放棄地が更に増加するのではないかと思われます。そのような状況に対処し、農地の適切な利用を継続していくためには、地域の話合いにより将来の農地利用の姿を明確化するとともに、地域の担い手に農地を集積し、効率的な利用が可能と

なるよう対策を講じる必要があると思います。

このような農家や農地を取り巻く問題を解決するための方策として、農林 水産省では「人・農地プラン」の策定を推進しており、本町でも2、3の地 区で策定されていると聞いていますが、本町農業の実情に鑑みれば、一部の 地区だけではなく、全町的に策定を急ぐべきではないかと思いますので、町 としてはどのように考えているか尋ねます。以上、壇上での質問といたしま す。

<u>町</u> <u>長</u> 高以良議員の「農地の荒廃防止対策について」のご質問にお答えいたします。

令和2年3月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画では、「荒廃農地の発生防止・解消等について、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落における今後の農地利用に係る話合いの促進や共同活動の支援、鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効率的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める。」とされております。

本町におきましても、荒廃農地の確認につきましては、農業委員会による 農地パトロールをはじめ、各種事業において農地の現状把握に努めていると ころでございます。

そこで、①の農地の荒廃を防止するための施策につきましては、現在、農地中間管理事業や中山間地域等直接支払交付金事業を活用しておりますが、 町独自の施策については実施をしておりません。

次に、②の新規作物の導入に向けた調査等につきましては、現時点では実施しておりませんが、今後、JAながさき県央との連携を強化し、必要に応じた対応について実施したいと考えております。

また、既存の作物の販売につきましては、現在実施している広域都市圏連携事業による販路拡大事業を活用したいと考えております。

次に、③の人・農地プランの策定につきましては、町内 8 ブロックに地区 選定を行い、人・農地プランの実質化のため、地区に出向き協議等を行うこ ととしておりましたが、実施の段階において、全国的な新型コロナウイルス 感染症の拡大となり、地区との話合いが中止を余儀なくされたことにより、 国の方針が中山間直接払制度の集落戦略を立てた地区においては、人・農地 プランの実質化ができているとみなされ、今日に至っている状況でございま す。

議員ご指摘のとおり、全国的に農業従事者の高齢化による後継者不足は進んでおり、深刻な状況であると理解しているところでございます。

現在、国において、人・農地プランの法定化と農地利用の姿を明確化する地域計画の策定に向けた準備が進められております。

本町におきましても、農地の適切な利用を継続するためには、現状把握が 大事であると判断しており、今後、各地区との話合いの場を設け、話合いに よる人・農地プランの策定を行う予定でございます。以上、答弁といたしま す。

議 長 髙以良議員。

9番高以良 1問目ですが、町としては中間管理機構事業とか、それから中山間事業とかには取り組んできたけど、町独自のものとしては実施できなかったということであったと思います。波戸町長は今定例会の初日に町政運営の所信の中で、産業の振興に関して行政として何ができるのか、積極的に意見交換を行い取り組んでいきたいということを述べられました。で、農地の荒廃を防止するということも、広い意味で産業振興の1つというふうに思いますけれども、例えば地区別の座談会などを開催をして、農地の荒廃防止についての取組について農家にも理解してもらうとともに、その気運を盛り上げることも必要ではないかというふうに思います。そういうことで、これまでは特に何も町独自ではできなかったということでしたが、例えば農協など関係機関にも協力をしてもらいながら、地区別の座談会などを開催して、広く農家の意見等を聞きながら、独自の施策ができるものがないか、そういったことについていろいろ意見を聞いたりする場を設けてもいいのではないかというふうに思いますが、そういうことについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

養 野長。

町 長 はい。今、髙以良議員の方からご提言がありましたとおり、 そういう地区別でそういう座談会等のご要望がありましたら、私と担当課を 連れてそこには出席をさせていただきたいと考えておりますので、是非よろ しければ、そういう場を髙以良議員の方で作っていただければ助かるところ でございます。

議 長 髙以良議員。

9番髙以良 はい。前向きに対応していただけるような答弁だったと思います。町長が直接全ての会に出席するというのはなかなか難しい部分もあると思いますので、町長が直接ということではなくても、担当課の職員の方では出席をしてもらって、その職員を通じて町長が地元の意見を把握するということでもいいのではないかというふうに思いますので、是非よろしくお願いしたいと思います。で、先ほども言いましたが、町独自では今まではできなかったということでしたけども、今後何か独自の施策ができないか今後新たに検討するという考えは現時点でないのかどうかお尋ねしたいと思います。

議 長 町長。

町 長 はい。今、髙以良議員からご質問がありましたとおり、町独自の施策等については行っていないところでございます。私自身、今何が必要なのかというところが理解をしていないところがございますので、担当課の方でそういうことが要望等々が聞いているのであれば、何か実施できる事業、それなりのそれに対応する何か予算等があれば担当課長の方から答弁をさせていただきます。

養 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。質問にお答えをいたします。先ほど町長が答えましたとおり、現在のところ町独自の施策等については実施していないということで、現時点におきましても各地区からの要望等も聞いておりませんので、今のところ何ら施策を考えていてはおりません。以上です。

議 長 髙以良議員。

9番高以良 はい。わかりました。今後いろんな関係機関との話合いとか、地元との懇談会、座談会などをしていただけるものというふうに思いますが、もし町の方針なりが決まったら、是非具体的に農家の方にも周知をしてもらって、是非町全体で荒廃農地の防止ということについての気運を盛り上げていただきたいというふうに思います。その場合に、農家への周知ということがうことについては、農家への周知というその手法についてはどういうことが

考えられるか。今、予想されるもので結構ですが、考えがあればお尋ねした いと思います。

養 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。高以良議員の質問にお答えをいたします。先ほど町長が地区に出向いて意見等を聞くということで答えましたので、担当課としては地区に出向いて今農家の現状あたりを聞き取りをいたしまして、今後それを生かして周知をしていく形になろうかと思いますけども、まだどのように周知をするかというところは今後検討いたしたいと思います。以上です。

議 長 髙以良議員。

9番高以良 農家との話合いというふうになると担当の職員さん方は仕事が増えて大変だろうというふうに思いますけども、是非積極的な取組をお願いしたいと思います。

2点目ですが、これまで新規作物の導入についての検討はしていないという答弁で、必要に応じて対応していきたいということだったかなというふうに思いますが、私が似たような質問を平成27年に一般質問をしたことがあります。そのときは耕作放棄地の解消ということで、その中で新規作物の導入も必要ではないかというような今回と同様の趣旨の質問をしたんですが、そのときの当時の町長の答弁は、具体的には小串地区では平成24年度からいちじくとかブルーベリー、アーモンド、すもも、さくらんぼ、そういった果樹類の試験栽培を実施をしているので、その結果がよければ振興作物として推進していけるのではないかとか、それから五反田地区では平成27年度からキャベツの試験栽培を行っておって、それも結果がよければ他の地区への情報提供を行いたいと考えていると、そういった答弁でありました。その27年の答弁に出てきました小串地区での果樹の試験栽培とか、五反田地区でのキャベツの試験栽培の結果はどうであったのか。その結果については把握できているのかどうかお尋ねしたいと思います。

養 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。先ほど小串地区の果樹、それと五反田地区のキャベツ の件については把握をしておりません。以上です。

養 長 髙以良議員。

9番髙以良 把握していないということでしたが、試験栽培という形で推

進を、町も関わってこられたというふうに思うんですが、その結果について 把握がなぜできなかったのか、そこら辺についてはどういうことだったのか お尋ねしたいと思いますが。

養 產業振興課長。

産業振興課長 この件につきましては、前任者等々に再度確認をいたしまして、調査をかけるようにしたいと思います。以上です。

議 長 今の件で前任者ということで、健康推進課長。

健康推進課長 はい。今所管は異なるんですが、髙以良議員さんが先ほど おっしゃいました試験栽培については私が関わっておりましたので、そのと きの情報をお伝えしたいと思います。小串地区の果樹関係につきましては、 試験的にいろんなものを何でもやってみようということで、複数の品目につ いて試験栽培をやったんですけれども、なかなか管理がうまくいかなかった ことによりまして、根付くことができなかったと。これがうまくいけば、で きれば小串から始めたいという思惑があったわけですけれども、県の事業を 活用して様々な苗木を購入して植えたところ、その栽培がうまくいかなかっ たというところであります。五反田地区のキャベツにつきましても、キャベ ツの栽培について県の補助事業を活用して五反田地区の主にアスパラ農家さ んの若手の方を中心として行っていただいたんですけども、これにつきまし ても、ほ場がキャベツの栽培に対してあまり適性でなかったということで、 収穫はある程度はできたんですけれども、やはり収益性の高い作物として今 後注目すべきというところまではなかなか根付くことができなかったという ことで、その後各地域においては、それぞれの作物の栽培が根付かなかった という状況であります。以上です。

議 長 町長。

町 長 今、当時の担当をされていた現在の太川課長の方から答弁が ございましたけども、今回はその事柄を現役の課長が把握していないという ことは由々しき事態でございますので、何といいますか、そういう試験栽培 等々を町が関わってした折には、必ずそういうことは引き継ぐような形で今 後進めていけるように、こちらの方のそういうシステム等をつくって、きち んと現在の課長に伝わるような形でシステムづくりをしたいと考えておりま すので、今後はそのように進めていきたいと考えております。

議 長 髙以良議員。

9番高以良 はい。今、町長からも答弁がありましたが、是非町長の今の 気持ちを担当職員の方にも周知徹底をしていただきたいというふうに思いま す。よろしくお願いします。

それから、その小串、五反田地区以外での両地区での試験栽培のほかに、何かこれはと思われる作物があるのか、ないのか、そういったことについての農協とか、関係機関の間での町長も入った形での検討会みたいなものはできたのか、できてなかったのかお尋ねします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 私が農林水産係長の時分に、新規作物の導入については大変いるんな方と意見を交わしながら研究を進めさせていただいた経緯がありますので、その当時のことをお伝えいたします。

先ほどの小串地区、五反田地区のほかに実行組合長会議の折に、新規作物 として何かこれがいいのではないかというようなことで試験栽培を希望され る実行組合さんがいらっしゃったら、苗木・種子等の補助をするという制度 を設けまして、それについては募集をしたところであったんですけれども、 各実行組合の方からは残念ながらその当時振興作物としてこういったものが やりたいというようなことは手が挙がらなかったと。ただし、県としても、 その当時県央振興局でしたが、農家の高齢化が進む中で、栽培がしやすい品 目をというようなことで、例えばゴーヤですとか、そういったものについて もいろいろ提案がありまして、まあそういったものもどなたか手を挙げても らえませんかというようなことで、いろんな場面で、それこそ実行組合長会 議ですとか、集落座談会の折にもお話をしたところでありますけれども、な かなか地元からの提案ですとか、県の提案に乗っかかられるようなところが あまりなかったというような状況であります。新規作物については結構県の ほうも気にしておりまして、今、市場のプチトマトですかね、ミニトマト、 あれも振興したらどうかということで県の方からも言っておりましたけれど も、それもなかなか手を挙げられる方がいらっしゃらなかったというような 状態であります。以上です。

養 高以良議員。

9番髙以良 何点か、いくつかの作物について提案をしてみたけど、農家

の方の希望もなかったということでしたが、やはり登壇したときの質問の中 で触れましたけども、農家自身が高齢化をしたり、あるいは後継者もいない ということで、新たな作物の導入というのも確かに難しい問題があるという ふうに思います。で、収入が見込めるものは労力等の面で手がかかると。 で、楽に栽培できるものは収入が限られてくると、少ないという形になるの で難しい問題だというふうに思いますが、農林水産省でも先ほど課長の答弁 もありましたが、農林水産省のホームページを見てみると、やはり各方面か ら新規作物の導入についての問合せもあるということから、いくつかの作物 を耕作放棄地に作付けされた事例として、そのいくつかの作物についての紹 介をしてあるものを見ました。その中で、私がこれはいいかもしれんなとい うふうに思ったのがありますので、ここでちょっと提案をさせてもらいたい というふうに思いますが、2つ候補を挙げてみています。1つは菜種です ね。それからもう1つはタラの芽。この2つとも農林水産省のホームページ の中でも紹介をされているものですが、まず菜種については景観の形成と か、都市と農村の交流などの地域活性化との連携が容易である。それから菜 種油を取ったり、油かすを肥料として利用できる。こういった利点が紹介を されております。それから、そのまま土の中にすき込めば、緑肥としても効 果があるというふうに言われています。それからタラの目は、山間部の狭い ほ場でも栽培が可能とか、軽作業で高齢者や女性にも負担が少なくて栽培で きる。それから、鳥獣の被害も受けにくいと、そういった利点が紹介をされ ています。

そういうことで、手間、労力等の面と収入の面両方を考えると良いのではないかなというふうに私自身は思いますので、ここでこの2点の作物について、今後、荒廃農地、あるいは栽培ができないほ場に作付けを推進していく作物として検討することができないかお尋ねをしたいと思います。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。新規作物として菜種、あとタラの芽ですか、それを新規作物として取り入れる計画はないかという話ですけども、実際放棄地といいますか、それが町内でも増えている状況ですので、今後JAとちょっと協議をいたしまして、これが実際可能かどうかというところまで協議をいたしまして、それがもし可能であれば対応していきたいというふうに考えており

ます。以上です。

議 長 髙以良議員。

9番高以良 はい。今日、今この場で結論を出すというのは難しいというとは私自身もわかりますので、今後是非検討するということで今答弁があったというふうに理解をして、この質問については終わりにしたいと思います。

それから3点目の人・農地プランの策定の件ですが、最初の町長の答弁では、8地区で人・農地プランの策定を予定をしてたけども、コロナの関係で話し合いができなかったということでした。私が担当の方から聞いたのは、今町内で2地区か、3地区か既にプランの策定ができているというふうに聞いたことがありますけども、そういうことで間違いがないかどうか確認をしたいと思いますが、お願いします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。高以良議員が言われます人・農地プランにつきましては、実際1地区、岩立地区のみが実際地元に入りまして、人・農地プラン策定をしているところでありますけども、先ほどの町長が答弁いたしましたとおり、その実施の段階でちょっとコロナウイルス感染症の拡大がありまして、ちょっと地元に入れないという時期がありました。ただ、その時期がですね、まあそういった入れない時期につきまして、中山間直接払制度の集落戦略を立てた地区においては、人・農地プランの実質化ができているということでみなされておりましたので、その8地区分全てがそういった形で実質化したということで現在に至っております。以上です。

養 長 高以良議員。

9番高以良 私がよく理解できていないので説明をお願いしたいと思いますが、人・農地プランの実質化というのはどういうことなのか。少しわかりやすく説明をお願いしたいと思いますが。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 人・農地プランの実質化といいますのは、簡単に言いますと、地元に出向きまして、その地区の国調図がございますけども、その国調図にその農家の農地を10年後はそこの農家の方が80歳以上になるとか、そういった何年後に何歳以上になりますよというふうな地図を作成して、そ

の農家の今後の対策についてを検討するという決まり事といいますか、それ が実質化という形にはなっております。以上です。

議 長 髙以良議員。

9番高以良 その8地区では実質化されてるということですが、その実質 化されたからといって今後人・農地プランを正式なものをもう作らないとい うことなのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。この人・農地プランの策定に伴う話合いということで、先ほど町長の一番最後に今後行う予定でありますということでありましたけども、今現在、人・農地プランが法定化に伴って、地域計画の策定をしなさいということになっております。この策定は令和5年から令和6年にかけて策定をするように今国が言っているところであります。ですので、町といたしましても、現在のスケジュールですけども、今年度そのスケジュールを作成いたしまして、来年5年度に、中旬ぐらいになろうかと思いますけども、地元に8地区ですけども、8地区に入りましてそういった話合いの場を設けたいというふうに今考えているところであります。以上です。

議 長 髙以良議員。

9番高以良 その町内の8地区でそういったプランができると、町内のほぼ全体が人・農地プランが策定されたという形になるのかどうかお尋ねします。

養 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。今、各自治体が町で区分といいますか、地区分けをしております。そこで、川棚町は8地区について県の方に申請をしておりますので、町内この8地区で網羅をしている形になります。以上です。

養 長 髙以良議員。

9番高以良 はい。わかりました。それでですね、来年以降、令和5年、6年に地元といろんな協議をしていくということですが、人・農地プランの策定の目的が10年後ぐらいの農業を見据えて、どういった農地の利用をしていくかということを農家も含めて話合いをして決めていくということだと思いますが、その場合に1つは今現在、岩立はプランを策定済みということでしたが、今後プランを策定するにあたっては、条件の良い地区といったら

ちょっと抽象的ですが、逆に条件の悪い所、中山間地区とか、そういった所はなかなか個人間での貸し借りということもなかなか話が進みにくいような状況にあるというふうに思いますので、条件の良いような地区よりも条件が悪い地域を優先してプランを策定していく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、まあ2年間の間に全体が策定できるなら、そういった問題も少なくて済むと思うんですが、なるべく条件の悪い所を優先して早めにプランの策定をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そこら辺についての考えをお尋ねします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。質問にお答えをいたします。この地区を振り分けてはおりますけども、その条件が良い所、悪い所含めたところでその地区を調査といいますか、話合いをするようにしております。そこで、今後先ほど言いましたように、10年後の姿がどう変わっているかというところで、後継者不足等が今話題になっておりますけども、そういった後継者のいないという場合には、やはり中間管理機構あたりを事業を用いてですね、そこの農作業を行っていただくという形にはなろうかと思いますけども、先ほど言いましたように、一応その地区全体の農地を対象にして話合いの場を設けていきたいというふうに考えております。以上です。

養 長 高以良議員。

9番高以良 川棚町の農業の実情を考えれば、中には後継者の確保ができていて、将来の心配はないという農家もあるかもしれませんけれども、多くの農家では後継者がいないとか、高齢で農業を続けることが難しいという状況を況にある人がほとんどではないかなというふうに思います。そういう状況を考えたときに、人・農地プランの策定を急がなければ、耕作放棄地の増加とか、農地の荒廃が一段と進むことになるんじゃないかなというふうに心配されますので、あまりゆっくりしている時間はないと思います。できるだけ早く人・農地プランの取組を進めてもらうように訴えて、質問を終わります。

(14:53)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(14:53)

(…休 憩…)

(15:10)

<u>議 長</u> 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、小谷龍一郎議員。

2 番 小 谷 議席番号2番、小谷です。3項目質問を出しておりますので、通告文にしたがい質問をしていきます。

1項目目、防災対策について。

近年、大雨や台風の季節には、気象庁から早めに避難警報や大雨警報などが出されるようになってきております。

防災担当の部署では、警報等が発出されると、災害警戒本部の設置や消防 団への指揮、避難所の開設など、同時に複数の業務が必要になってきていま す。

また、住民の方からは各地区公民館での避難所開設情報をホームページ等で知らせてほしいとの声が聞こえます。実際、そこまでは把握できていないのが現状だと思われます。

町内では、自主防災組織を設置された地区が増え、それぞれの判断で避難 所の開設等がされておりますが、高齢者や体が不自由な方などの早期避難の 方法など、まだまだ課題が残っております。以上のことから、次の点をお尋 ねします。

- ①災害時の早期避難誘導や各地区の自主防災組織との連携、町民への防災情報発信など、現在の人事構成で見ると防災担当の係は係長のみとなっており、負担が大きいように思われます。係員を増やすなどの検討はできないか。
- ②移動手段を持たず、自分で避難所まで行くことができない高齢者などを 事前に把握し、災害が発生する前に早期避難の呼びかけや、送迎などの支援 対策が検討できないか。
- ③町民の方からペット同伴ができる避難所を作ってほしいとの声があります。対応を検討できないか。

2項目目、行政サービスのデジタル化について。

近年、国においては行政サービスのデジタル化、要するに自治体DXが推進されております。本町には専門知識を持った担当者の配置がなく、なかなか進んでいないように感じられます。

近隣市町では、コンビニでの住民票や印鑑証明の発行などのサービスが既 に開始されており、休日や夜間でも利用できるようになっております。

今後、行政手続きにおいては様々な面でオンライン化が推進されており、 デジタル化への移行は加速していくものと考えられます。以上のことから次 の点をお尋ねします。

- ①国の施策としてデジタル化が推進されていますが、行政手続きがオンライン化されていく場合、それぞれの担当部署だけで対応できるのか。また、 新たに専門知識を持った担当者を配置する考えはないか。
- ②マイナンバーカードの登録が積極的に進められておりますが、行政サー ビスにおいて、今後の活用の予定はどのようになっているのか。
 - ③SNSを活用した情報発信の強化はどのように進めていくのか。
 - 3項目目、スケートボード場の設置について。

令和3年12月定例会において、スケートボード場の設置について一般質問を行った際、設置場所や財源確保の調査研究中であり、近隣施設の状況や需要がどのくらいあるのかを調査すると答弁があっております。その後について以下の点をお尋ねします。

- ①近隣施設の調査は行ったのか。
- ②現在、利用頻度が低い中央公園の交通公園をスケートボード場として改 修できないか。以上です。

議 長 町長。

町 長 小谷議員の「防災対策について」、まず1問目についてお答 えをいたします。

まず、①の「災害時の早期避難誘導や、各地区の自主防災組織との連携、町民への災害情報発信など、現在の人事構成で見ると防災担当の係は係長のみとなっており、負担が大きいように思われる。係員を増やすなどの検討はできないか」とのご質問でありますが、現在は、総務課防災交通係が防災担当の部署であり、係長1名、そして選挙管理委員会の職員1名が防災交通係の係員として併任されているという職員配置でございます。

災害対応時には、選挙管理委員会の併任職員も災害対応にほぼ専念いたしますが、ご指摘のとおり、災害対応時には避難所設置、避難所対応の割り振り、避難所の必要品準備など、対応に追われ、総務課の他の職員も総出で対

応しているところであり、いわゆるマンパワーの不足を感じているところで ございます。

議員からご提言いただいた「係員を増やすなどの検討はできないか」につきましては、災害時だけを想定した場合、増やすに越したことはないのですが、限られた職員定数の中、防災交通係を1名増員するということは、他の部署の減員を伴うということであり、災害時だけの想定ではなく、平時の業務の状況や今後見込まれる各課の業務動向など、組織全体としてのバランスを十分に検討する必要があると考えております。

次に、②の「移動手段を持たず、自分で避難所まで行くことができない高齢者などを事前に把握し、災害が発生する前に早期避難の呼びかけや、送迎などの支援対策が検討できないか」についてでありますが、近年、本町においても大雨や台風などの災害が多発しており、また、住民の方々の防災意識も高まる中、小学校及び中学校のご理解とご協力により、避難所として小中学校を確保できるようになり、避難者の受入れについて、一定の改善を図ってきたところでございます。

避難所の設置にあたっては、役場組織の各課で班編成を行い、各避難所に割り当てますが、警戒レベル4「避難指示」が見込まれる災害時には、6か所の避難所を設置することとしており、各避難所に配置する職員の確保がどうにかできている状況であり、現状では、避難所に行くことができない方の送迎までは対応が難しい状況であります。

しかしながら、地方自治体においては、そうした自分で避難所に行くことができない方に対する個別避難計画を策定することが求められておりますので、今後、地元自治会や消防団などと対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、③の「町民の方からペット同伴ができる避難所を作ってほしいとの 声がある。対応を検討できないか」についてでありますが、本町ではペット を収容するのに適した町の建物がないため、現状では対応ができていない状 況であります。

既に設置している市町の状況を確認したところ、通常の避難者の方とは別の場所に設置している、糞尿や退去後の利用者のアレルギーの恐れがあるので、居住スペースには入れていない、ペットはケージに入れることを条件と

している、退去後の消毒等を行っているなどの対応がなされているようでご ざいます。

また、ペットと飼い主の方を分離しているところもあるようですが、飼い 主としては、できればペットと付き添いたいという要望があるようでござい ます。

本町においても災害時は、数件、問合せがあっており、近年、ペットは家族同然という方も増えておりますので、既に実施している市町の対応を参考にしながら、設置する方策がないか検討をしてまいりたいと考えております。

2つ目のご質問の「行政サービスのデジタル化について」お答えをいたします。

まず①について、議員ご指摘のとおり、我が国では行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため、マイナンバー制度と国・地方を通じたデジタル基盤の在り方を含め、抜本的な改善を図ることとし、令和2年12月に自治体DX推進計画が策定され、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくものとされております。

その一環として、行政手続きのオンライン化も順次進めていくものであり、本町においても、子育て関係手続及び介護関係の手続において、令和4年度末頃からオンライン申請を開始するよう、計画しているところでございます。

そのようなことから、令和4年度から総務課情報法規係を情報政策係に名称を改めるとともに、分掌事務に「自治体DXの推進に関わること。」という項目を明確に位置付ける組織規則の改正を行ったところであります。

このような自治体DXの推進に向けて、デジタル人材の確保が必要であると考え、令和3年度の職員採用において、社会人のICT・情報処理経験者という採用枠を設けて募集を行ったところですが、応募はあったものの、こちらの期待に沿う人材ではなかったため、採用を見送った次第でございます。令和4年度も同様に募集を行いましたが、今回は応募がなかったところでございます。

しかしながら、今後もそうしたデジタル人材の確保は重要であると考えて おりますので、引き続き募集を行っていきたいと考えております。 次に、②の「マイナンバーカードの登録が積極的に進められているが、行政サービスにおいて今後の活用の予定はどのようになっているのか」についてでありますが、国が目指すマイナーカードの活用方法として、顔写真付きの身分証明書として利用、健康保険証としての利用、行政手続きのオンライン申請、確定申告のオンライン申告、運転免許証との一体化などが示されております。

これらの活用について本町として対応すべきものについては、順次、遅れることなく対応してまいりたいと考えております。

次に、③の「SNSを活用した情報発信の強化はどのように進めていくのか」についてでありますが、公約に掲げておりましたSNSを利用した情報発信の強化をどのように進めるかという趣旨だと理解をしております。

公約に掲げました趣旨といたしましては、これまでは、広報誌や町公式ホームページによる発信と、どちらかというと町内在住の方向けで、かつ、発信内容も町政の施策情報やイベント情報などが中心であったと認識しております。今後は、これまでの広報に加え、川棚を盛り上げたいと熱い思いで活動されている方々や地域活動に着目した情報発信により、川棚の可能性の再発見と活気のあるまちづくりにつなげていきたいと考えております。

このため、今後、SNSの運用基準や、専門人材を求めるための募集要項等を検討してまいります。

また、現在、観光分野の観光資源の掘り起こしや観光コンテンツの開発、 観光情報の発信等を担う地域おこし協力隊を9月から採用しておりますが、 相乗効果が得られるよう双方が連携し、取り組んでまいります。

次の「スケートボード場設置について」のご質問にお答えします。

まず、①の「近隣施設の調査は行ったのか」との質問でありますが、諫早市の公営スケートボート場は昨年度に調査を行っております。今回、新たに企画財政課において、唐津市と伊万里市のスケートボード場の調査を行っております。

唐津市は公営のスケートボード場であり、敷地面積約700平米と諫早市 公営のものと同等規模であります。施錠されておらず、利用料金も無料であ り、スケートボードで利用する障害物も持込みができる運用がなされてお り、利用者にとって自由度が高い印象を受けたとのことであります。 伊万里市のスケートボード場は公営ではなく、500平米と少し規模が小さいもので、地面の舗装がなされているものの、障害物は木製で作製されたものが多く、愛好者の方々で管理されている様子であったと報告を受けております。

次に、②の「現在、利用頻度が低い中央公園の交通公園をスケートボード場として改修できないか」とのご質問でありますが、令和4年6月の定例会の一般質問において、田口議員から質問いただきました「中央公園内の交通公園のあり方」の際に方針を説明しておりますが、当該施設は、子どもたちに交通安全とマナーを学んでもらうことや、町民の皆様の憩いの場として設置し、現在も川棚小学校の児童を対象とした交通安全教室の実施や、親子で自由に自転車の練習を行うなど利活用されているため、そのまま維持したいと答弁をしております。

また、スケートボード場の整備に関し検討いたしましたが、スケートボードの利用ニーズに関して中長期的な需要予測が難しいこと、他のスポーツ施設整備との優位性、騒音に関する課題、川棚町としての施策の優先順位と財源等を踏まえまして、設置は難しいものと判断をいたしております。以上、答弁といたします。

議 長 小谷議員。

2 番 小 谷 それでは、再質問に入ります。順を追っていきます。防災対策についての①、係員の方の人事の件についてですが、答弁では実際対応に追われているということで、どうにか検討をしていかないといけないというような答弁だったかと思いますが、今答弁の中でありました選挙管理委員会の係が対応されているということですけども、これは兼任というような見方でよろしいんでしょうか。

養 長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。現在、選挙管理委員会の職員につきましては、選挙管理委員会としての職員の辞令と、そして防災交通係の辞令と、併任という形で出しております。で、町長の答弁もありましたように、災害時にはほぼ災害対応に専念をして従事しているという状況で、そして総務課職員も私も含めて総出で対応していると、そういった状況であります。以上です。

議 長 小谷議員。

2 番 小 谷 辞令的には兼任のような形でされているかと思いますけど、 例えば防災会議とか、防災計画の作成とか、そういうものに関しては携わっ ておられるのでしょうか。

養 袋 霧 課 長。

総務課長 はい。防災会議にも手伝いで出ますが、あれは年に1回の会議であります。そして、現在改定を進めております地域防災計画、これは係長が主に携わっておりまして、併任の職員はほぼ携わってはいないという状況です。以上です。

議 _____**長** 小谷議員。

- 2 番 小 谷 それでしたらやっぱり大体防災に関しての把握をされているのは係長のみというような認識かと思いますけども、答弁でもありましたように、各課の人事もあるでしょうから、まあバランス等考えられながら人事をされると思いますので、まあ実際対応に追われておられるということがあるかと思いますので、ここの分は検討していかないといけないというような答弁でしたので、これ以上いろいろ言うことではないと思いますので次に行きたいと思います。
 - ②の避難対策ですけども、これに関しましても答弁では検討していかないといけないというような答弁でしたが、書いておりますように高齢者、要するに一人で避難所に行けない高齢者等の把握といいますと、やはり今でいう長寿支援課の方の地域包括の方とかが把握をされているかと思いますけども、そこら辺との連携というものは取れるようにはなっているんでしょうか。

議 長 総務課長。

総務課長

まず、要介護3以上の方の把握というのは人数的にはしております。これは入所者を除いて約90名ほどいらっしゃいます。そこで、災害時個別避難計画というものを作っていくときに重要になってくるのが、あくまで住居の状況ですね、これは非常に重要になってまいります。避難ということは今テレビでも言われておりますように、難を避けることでありまして、その住んでらっしゃる住宅が堅牢であるとか、災害に避難するほどではないという住居が確保されていた場合、当然もう家でじっとしていただくと

いうのが一番いいわけです。特に高齢者の方の場合は、体調、身体の不自由、そういったことでむしろ避難することによる身体のリスクというものがありますから、災害時の個別避難計画を立てていく場合、そういった住宅の要件ですね、本当に避難を要するのかどうか、そして身体的に避難に耐え得るのか、そういった見極めが非常に重要になってくると思います。ですから、今後個別計画を立てていく場合は、住宅の要件、そしてご本人の身体の要件、こういったものの選別が必要になってくると、そういうふうに考えております。以上です。

養 小谷議員。

2 番 小 谷 個別計画が検討されるということで、この内容に関してはも う結構難しいことだと思います。ですので、担当の部署の方や専門の方など を交えながら、できるだけ対応できるような計画ができることを期待したい と思います。

3番目ですが、ペットの避難所に関してということで出しておりました。答弁であったように、適した建物がないというような答弁でありましたけども、確かに私もイメージを一生懸命してたんですけども、ちょっと難しい部分があるのかなと思いながら、しかしながら、やはり対応されている自治体もあるということで、本町でもできればそのような避難所を作ってほしいということが、声もありますので、お願いしたい部分ではあるんですが、今の時期ちょうど災害が少ない時期ですので、来年の夏ぐらいまでにどうにか、実際に対応されている自治体参考にされながら、そこら辺調査を進めていただけるというような答弁と考えてよろしかったのでしょうか。

議 長 総務課長。

総務課長 実際のところですね、災害時にはやはりペットを連れてっていいのかという問合せがあります。その際、やはり今通常の避難所の方と混在した避難受入れ、これは非常に難しいということで考えておりまして、設置ができていないという状況です。ただ、近隣あるいは県内でも情報つかめるところはですね、どのように具体的にやっているのか、これは防災交通係の方で調べさせております。やはり重要になってくるのは、その後の消毒とかですね、利用者の通常その施設を利用される方がやはりそのあとの利用、これを不快な思いにさせないという、これも一定の配慮は必要なようです。

そしてあと、要員配置も必要になってまいります。先ほど申しましたように、今最大時で6か所の避難所を設置して、それぞれ職員を要員として配置をします。それを、恐らくはプラス1か所は必要になってくると思いますので、その分の手当、これも十分に考えた上で、この設置はですね、設置する方向で考えていきたいと、そういう姿勢はありますのでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

養 野長。

町 長 小谷議員がおっしゃるとおり、私自身もペット同伴の避難所の設置ができないのかということを直接聞いております。今回質問がありましたので、どこかないかということで担当課と一緒に考えたところなんですが、あれこれ考えた結果、厳しいところがあって今回の答弁には盛り込むことはできませんでしたけども、今後検討しながら、総務課長も言われたように年明けっていいますか、いつ災害がくるかわかりませんけども、来年の夏頃にはどこかペット同伴の施設ができるような形で、前向きに進めていきたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

養 小谷議員。

2 番 小 谷 2項目目にいきます。デジタル化についてですが、実際取組もされているということで、募集はかけておられるが、なかなか適した人材の方が応募がなかったということであっておりますが、この応募された分というのはどういう形になるんでしょうか。資格所有者ということで募集をかけられたのかと思いますけれども、役場の職員さんであれば異動があるかと思いますが、この方に関してはもうこの部署での専門的な配置というような見方でよろしいんでしょうか。

養 長 総務課長。

総務課長 令和3年度、4年度、募集した状況でありますけれども、あくまで職務内容としては専門職という位置付けではしておりません。一般事務という形の採用です。ただし、条件としましては大体35歳以下ですね、そして民間企業等において情報処理、システムの設計、開発、運用、保守等の職務経験の年数が通算して5年以上有する方と、そういう要件をしております。専門職としてしきれなかったのが、今後どこのポジションにどういう専門職として配置するのか、その保障ができない。ですから、事情が変われ

ば一般職として通常の事務をやっていただく場合もあるという可能性がありますので、その方が将来定年するまでの間、非常に長い間になりますので、そういったことから専門職という線引きまではしきれなかったという状況です。ただ、こちらで期待しておりますのが、自治体DXを推進していく推進者としての役割、あるいは管理者としての役割、そういった仕事を担える方を獲得したいと、そういう姿勢でおったという状況であります。以上です。

議 長 小谷議員。

2 番 小 谷 まあ内容はわかりました。今現在、情報政策係ですかね、担当者がおられると思いますけれども、この方自体は、この自治体DXに関する研修等受けられて知識等は付けられているような動きはあるんでしょうか。

養 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。小谷議員ご指摘のとおり、この自治体DXの推進に関 しては、人材確保、これが非常に大きなテーマになっております。で、国も その人材確保と人材育成、これは特に注意して進めるようにということで あっております。そういったことで、これは本町だけに限らず、全国の地方 公共団体のテーマでありまして、重たい課題となっております。そういった ことで、長崎県町村会においてもこれは大きなテーマだと考えておりまし て、特に令和3年の12月に町村会の政務調査会の特別部会としまして、自 治体DX推進に関する研究部会というものが発足をしたところです。これ は、基本的には県内8町のまち、この担当課長、係長で組織して発足したと いうものであります。このほかにも総合事務組合に加盟しております市です ね、基本8町なんですけれども、多く一堂に会して意見交換を図りたいとい うことで、そういった市レベルでもオブザーブ参加として参画して結構です ということの研究部会が発足をしています。その中で、やはり思いますの が、先進地の講師を交えていろんな意見交換、情報交換をする。そしてあと 今後特別部会の研究部会で視察というものを用意をしております。やはりこ れが町単独では視察先を見つけること自体、あるいは見つけたあとの調整自 体非常に大変なことでありますが、長崎県町村会もこのことを非常に重要に 考えておりまして、サポートをしていくという形であります。そういった中 で、現在係長1名、係員1名、2名の体制でありますけれども、可能な限り

こういう研修の機会というのは研修の機会であるとか、情報交換の機会は利用させていただいて研鑽を積ましたいと考えているところであります。以上です。

養 小谷議員。

2 番 小 谷 町村会等で実際取り上げられているということで、研修はされているかと思いますが、私もちょっと総務省のホームページとかでいろいろ調べさせてもらったんですけども、まあ取組されている自治体では、やはりこのデジタル化ということで、なかなか各担当部署それぞれでどのように扱っていいのかというものがどこでも課題になっているみたいでして、まあ本町ではこの情報政策係が一応担当となっているんでしょうけども、ほかの部署に関しても今後決裁の電子化であったり、使う側ですね、使う側の職員さんもやはり育成が必要かと感じられます。そこで、やはりほかの部署の方に関しても興味がある方に関しては、研修を受ける、育成が必要かと思うんですけれども、そういう対応に関してはまだ何かされていることがあるんでしょうか。

養 長 総務課長。

総務課長
はい。小谷議員おっしゃるとおりですね、これはDX推進する、デジタル化していく、非常に裾野が広くなるという問題があります。ですから、一推進役の情報政策がここは主になって推進はしますけれども、利活用していただく、あるいは住民の方に広めていただくというのは、全て各業務の担当者のある意味意識改革がないと、これが進んでいかないという状況になります。そういったことで、これも町村会の方で、DXのこれはリモートの会議になりましてけれども、これからDXを進めていくというのはどういうことなんだというのを、会議を企画をしていただきまして、そこに可能な限り関係する部署、係員ですね、参加をいただきまして、研修をしていただいたところであります。そういったことで、やはり裾野を広げるためには末端の職員までですね、特に住民対応をする課、係、末端の係員、これもいかに住民レベルまでDXを進めていくのか、デジタル化を進めるのか、これが大きな課題になっていこうかと思いますので、そういった方面では努力をしてまいりたいと考えております。以上です。

議 長 小谷議員。

2 番 小 谷 今の点で、あと1点だけお尋ねしたいんですけども、総務省 のページ見てますと、地域情報化アドバイザー派遣制度というものがつくら れているようで、今募集がかけられているということで出ておりました。要 するに専門知識を持った技術者の方を自治体へ派遣をしてくれるということで、総務省の方からですね。で、これに関する予算は総務省の方が持ってく れるということで、非常に有効なものだと感じたんですが、こういうものに 関しての応募等はこの町村会とかでの話では出ておりませんか。

議 長 総務課長。

総務課長 総務省主催のアドバイザーの無償派遣ですね、これは情報としてこちらも把握をしております。今のとこですね、まだ応募はしてない状況です。今、傾向としましては、この総務省の無償派遣というのもありますし、やはりこの有識者のアドバイザーをそのままその市町村の顧問であるとか、そういった契約を交わすとか、そういった形態もあるようです。その辺についてはまだこれから検討していかなければならないと、そういうふうに考えております。以上です。

養 長 小谷議員。

2 番 小 谷 はい。検討課題として取り上げていただければと思います。

2番目にいきますが、マイナンバーカードの件ですけれども、まあ順次対応を進めていかれるということでありましたので、これに関してはもうこれからの対応を見ていくようにしたいと思います。

3番目ですけども、午前中にも質問の中でSNSに関しては答えられていたので、そこら辺でまあ大体わかったんですけども、このSNSに関しては町長個人でも思っておられると思いますけども、これは町の公式ページを作られるということでもう認識しとってよかとでしょうか。

養 野長。

町 長 今、本町のホームページの方に新たにYouTubeとインスタを町の公式として運用するように今決裁が回っているところでありますけども、まだ私のところまで来てませんので、来次第決裁はしたいと思っております。

議 長 小谷議員。

2 番 小 谷 今、YouTubeとInstagramということで言わ

れましたけども、今のところこの2つということですか。まあTwitte r とかほかにもあるかと思いますが、今のところこの2つということでよろしいんですか。

養 長 町長。

<u>町</u> <u>長</u> LINEはもう今現在運用しておりますので、その2つを追加するということでご理解をいただきたいと思います。

議 長 小谷議員。

2 番 小 谷 先ほど1問目ともちょっと関連するんですけども、このYouTubeはちょっとあれかと思いますけども、Instagramの場合でしたら、例えば防災情報であったり、災害箇所、通行止めになっている箇所、それと、そこら辺の情報もここら辺で上げることができると思いますが、そういう活用も考えられているんでしょうか。それとも観光だけということで考えられているんでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。今、運用しておりますLINEと今後新たにInstagramとYouTubeということで追加する予定ですが、今フォロワーといいますか、LINEであればお友達ということで登録されている方も何を得たいのかという情報の属性がそれぞれ違うかと思っております。で、LINEについては今現在も行政情報を中心に配信しておりまして、今後Instagram、YouTubeについては観光情報でありますとか、地域の熱い思いを持った方々の情報、どっちかというと関係人口とか交流人口とかに資するような情報を発信したいと思っておりますので、先ほどおっしゃった防災情報につきましては、LINEの方で配信できればと考えております。

議 長 小谷議員。

2 番 小 谷 まあLINEの方が要は防災の方を担うということで認識しておきたいと思います。これから運用されるんでしょうから、それを見ながらまた何かありましたら質問させていただきたいと思います。

次の3問目ですけども、スケボー場の件ですが、施設の調査は諫早が以前されてて、唐津と伊万里と調査をされたということで答弁があっております。まあ2問目とも関連してくるんですけれども、私もいろいろ調査しまし

て、長崎県内で一番大きいのは、小江スケートパークですかね、小江の方に あるんですけれども、いろいろ調べていたら、小江スケートパークができる までという担当の方のまとめがインターネットで出てたんでちょっと見てた んですけども、あそこができるまでの経緯としましては、一応、名目的には 地域の活性化対策ということで最初の計画の始まりはそのようになっている ようです。で、前回から出しているんですけども、集いの場ということで現 在でも交通公園使われているということで先ほどありましたけれども、前回 はスケートボード協会からということで出させていただいたんですが、その 方たちも言ってるんですけれども、小さい子どもたちが遊ぶような公園は町 内には結構点在してるんですけれども、対応年齢といいますか、例えば中学 生、高校生くらいになって遊べるような集いの場っていうのが、やはり町内 にはあまりないように感じるということで、その中学生や高校生とかが集え る場所ということで、このスケートボード場を造ってほしいということで要 望があっておりました。地域活性化ということで考えると、中高校生の集え る場所、もしくはもちろん大人の方でも利用できる場所ということで、整備 にかかる費用ですね、費用等も全国的なものも結構出てたんですけれども、 大体2、000万前後ぐらいということで出てたと思います。多分調べられ ていると思いますので、大体それぐらいで出てたと思います。ここら辺の予 算関係に関しては、集いの場をつくるというラインで言えば、高い方になる んでしょうか、どうなんでしょうか。そこら辺の基準というのが。

養 長 町長。

<u>町</u> <u>長</u> 高いというところを何を基準に高いとか、そういう。

議 長 小谷議員。

2 番 小 谷 その整備にかかる金額というので、比較に出したら悪いと思うんですけども、例えば7月に説明がありました城山公園の遊具の設置といいますか、更新ですね、あれでまあ滑り台のやつで2,600万と出てまして、まあそれと比べると造る価値はあるのかなと私的には判断をしたんですけれども、その点に関して。

2 番 小 谷 交通公園を改修する場合、それぐらいでできるんじゃないか ということです。

養 長 建設課長。

建 設 課 長 すみません、小谷議員のほうから今言われております交通公 園の方、建設課のほうの所管となります。ちょっと考え方について話したい と思っております。まずちょっと言われました中高生の方たちに特化するよ うな公園というのは、確かにうちの都市公園上はないと考えております。ど ちらかというと、小さなお子様の遊べる場所を提供している公園が主になっ ておって、こういう公園を造るとか、そういう集まる場所、集える場所をつ くるということはちょっと思ったことがなかったもんですから、ちょっと驚 いたところもあって、確かにそういう考え方はっていいと思っております。 ただ1点、今質問にあっていますスケートボード場として考えた場合、それ をできる方、ましてやボード自体を持ってらっしゃる方、限られた方しか ちょっと使えなくなるという部分で交通公園の中にそのようなものを造ると いうことにやはり問題があるんじゃないかと考えているところであります。 ただ、例えば今あそこの中に広場があります。そこの広場の路面を一定改修 する、そのような形にするとスケートボードでも滑りやすくなりますし、場 合によっては3 o n 3 とか、そういうバスケットのリングがあればできるよ うになります。どのような形の整備の仕方が一番いいのか、その辺は今後検 討させていただきたいなと思っておるところでございます。以上です。

議 長 小谷議員。

2 番 小 谷 はい。もう時間もないので、もう終わりにしますけども、最初の答弁では造る予定はないということで言われておりましたが、今の答弁ではまあ検討まではいかないですけども、どうですかね、もう一度再考してもらえるということで捉えてよろしいんでしょうか。

養 長 建設課長。

建 設 課 長 まあちょっと再考するというところの考え方なんですが、いろんな競技、スポーツができる、例えば交通公園、自転車に乗る場所でもいいと思っております。そういう部分をどう造っていくかというのをまた考えていくということでご理解していただければと思います。

<u>2 番 小 谷</u> 終わります。

(15:57)

養 以上で、通告者の質問が全部終了いたしましたので、これで 一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(15:57)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

 川棚町議会議長
 村井達己

 会議録署名議員
 髙以良壽人

 会議録署名議員
 炭谷猛